

「小学校・中学校学習指導要領 総則」にかかわるQ & A

【学習指導要領及び解説の法的拘束力について】

Q 1 : 学習指導要領は法的拘束力があるのか。

A 1 : 学習指導要領は、それぞれの校種において一定水準を確保するために法令に基づいて定めた教育課程の基準であり、学校教育法施行規則に基づき、告示という形式で広く国民に示されたものである。このことから学習指導要領は教育課程の編成及び実施に際し、従うべき基準性を有しており、法的拘束力がある。

Q 2 : 解説の法的拘束力はあるのか。

A 2 : 解説は、学習指導要領の説明資料であり、法的な拘束力はない。しかし、学習指導要領の理解を深めるものとして、有効に活用して欲しい。

【総則に関わる文言等について】

Q 3 : 現行の学習指導要領にある「自ら学び、自ら考え・・・」という文言が削除されたのはなぜか。

A 3 : 学校教育法第30条2項及び中央教育審議会答申（以下「中教審答申」とする。）を受け、生きる力を分析的にとらえ、生きる力の手だてを具体的に示すために、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い」と表現した。

Q 4 : 学校教育法第30条2項の「思考力、判断力、表現力その他の能力」の「その他」は何か。

A 4 : 法的な表現であり、特に示すものはない。

Q 5 : 現行では「発達段階」と表現されていたものが、「発達の段階」と表現されているのには、意味があるのか。

A 5 : 中教審答申に記載された「発達や学年の段階」を受け、成長の過程を固定的に考えず広くとらえたものである。

Q 6 : 児童生徒の発達の段階を考慮することが強調されているが、その理由は何か。

A 6 : 児童生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、児童生徒の心身の発達の段階と特性を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるためである。

Q 7 : 総則の「学習意欲」と学校教育法の「主体的に学習に取り組む態度」とは違うものか。

A 7 : 基本的には同様である。学校教育法の文言は法的な用語である。

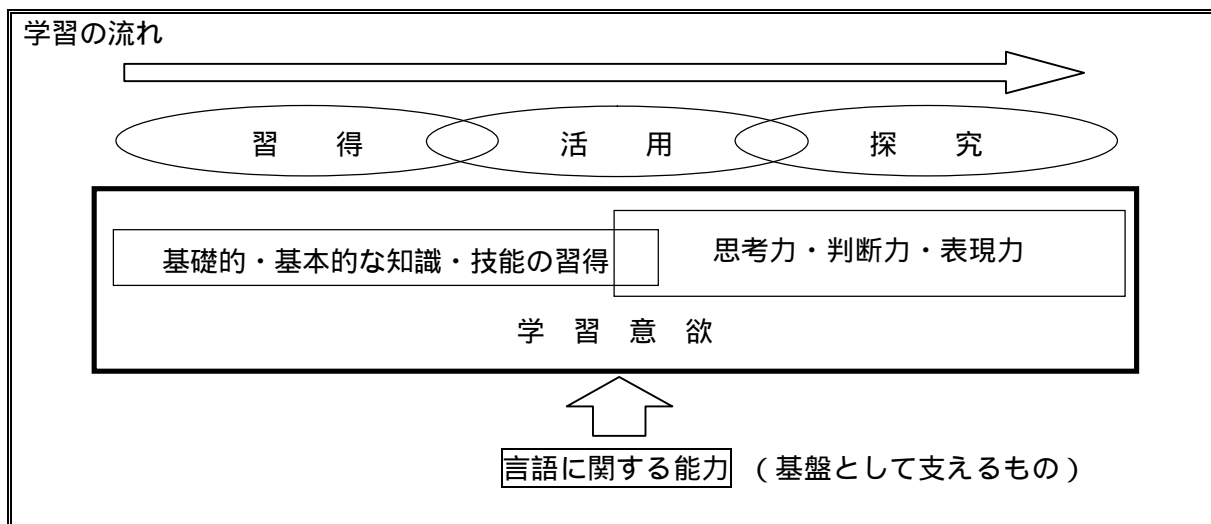
Q 8 : 「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」とあるが、その順序はどのようにして決められたか。

A 8 : 文部科学省が授業時数を規定しているか否か、そして学習内容を規定しているか否かで決められたものである。

【言語活動の充実について】

Q 9 : 言語活動を重視することとなった理由は何か。

A 9 : 習得、活用及び探究は、学習の流れの中で互いに結びついているものであり、それらの学習活動において、言語活動は欠かせないものである。また、学校教育法第30条2項の学力の要素「習得」「思考力、判断力、表現力」「学習意欲」を支えるのが、言語に関する能力である。習得、活用、探究と学力の要素の関係は、次頁の図のとおりである。



Q10: 「習得・活用・探究」という考え方が示されたが、指導に当たって留意することは何か。

A10: 「習得・活用・探究」について指導のポイントは以下の5点である。

「基礎的・基本的な知識・技能」及び「思考力、判断力、表現力等」は子どもに身に付けさせるもの、「習得・活用・探究」はそのための学習活動の類型を示したものである。

各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を「習得」とするとともに、観察・実験をしてその結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行う。それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させる。

これらの学習活動は相互に関連し合っており、^{まっ}截然と分類されるものではない。

各教科での「習得」や「活用」、総合的な学習の時間を中心とした「探究」は固定した順序で学習されるべきものではない。(「習得 活用 探究」の一方通行ではない)。

これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、そのために各教科等で言語活動を充実させる。

【道徳教育に関わって】

Q11: 「道徳教育の^{かなめ}要」とは道徳の時間を重視するという意味か、それとも教科等との関連を図ることが大切であるということなのか。

A11: 両方である。解説では、「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」としている。

Q12: 道徳教育に「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛す」「公共の精神を尊ぶ」などが追加されたのはなぜか。

A12: 教育基本法第2条に規定された教育の目標において、従来から規定された個人の価値の尊重、正義と責任などに加え、新たに、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国の郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定されたものである。

Q13： 各教科等の中でも道徳教育との関連が取り上げられたが、具体的にはどのような関連が考えられるか。

A13： 学習指導要領総則第1の2に「学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」と記載されていることを踏まえ、各教科等の学習指導要領解説（「指導計画の作成と内容の取扱い」）に具体的に記載されているので参照していただきたい。

Q14： 道徳教育について、「集団宿泊訓練（職場体験活動）やボランティア体験、自然体験などの体験活動を生かすなど」と示されているが、教育課程の中でどのように位置付ければよいのか。

A14： 体験活動の中で、その活動の内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれることを踏まえ、体験活動で感じたことや考え方を道徳の時間の話し合いに生かすなどが考えられる。詳細は、小学校学習指導要領解説道徳編P92（中学校はP96）を参照していただきたい。

Q15： 「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられているが、「島根教育ビジョン21」との関わりについてはどのように考えればよいのか。

A15： 今、学校で積極的に取り組んでいただいている「地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）」と密接に関連した内容である。「しまね教育ビジョン21」では、施策3「創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進」において、具体化している。

Q16： 体験活動の充実については、小学校で集団宿泊活動、中学校で職場体験活動が例示されているが、小中連携の意図があるのか。

A16： 小中連携を意図したものであり、「発達の段階」を踏まえたものである。

【食育の推進について】

Q17： 食育を推進していく上で、どのように全体計画に位置付ければよいのか。

A17： 食育の全体計画を作成する外、体育・健康等の全体計画にも食育との関連を適切に位置付けて作成する。

【学習指導要領の基準性について】

Q18： 学習指導要領は、「子どもが身に付けるべき最低基準」であるといわれるが、それはどういうことか。

A18： 学習指導要領は、教員がすべての児童生徒に指導する内容を規定したものであり、子どもが身に付けなければならない基準ではない。総則には、「学習指導要領に示した内容は、すべての児童（生徒）に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能（学習指導要領の基準性）」と記載されている。

【いわゆる「はどめ規定」の削除】

Q19： いわゆる「はどめ規定」が削除された理由は何か。

A19： 現行の学習指導要領で示されているいわゆる「はどめ規定」とは、発展的な内容を教えてはならないということではなく、「すべての子どもに共通して指導すべき事項ではない」という趣旨であったが、このことが十分に周知されていない状況があった。このことから、新学習指導要領においては、「・・・の事項は扱わないものとする」という表現を「^{（ ）}を中心^{（ ）}に扱うものとする」という表現に改められた。したがって、すべての児童生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたりするとともに、思考力、判断力、表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待されている。

Q20： 「学校において特に必要がある場合は，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。」とあるが，これは，個に応じた行なうものなのか，それとも全員を対象に，予め指導計画に位置付けて組み込むものなのか。

A20： 個に応じた指導を充実する観点から，児童生徒の学習状況などその実態等に応じて指導計画に適切に位置付けて行なうものである。その際，以下のことに留意する必要がある。

まずは学習指導要領に示しているすべての児童生徒に対して指導する内容の確実な定着を図ること。

学習指導要領に示した各教科，道徳，外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。

全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けること。

児童生徒の負担が過重とならないよう十分に留意すること。

Q21： 言語環境を整える点での変更点は何か。

A21： 色覚異常の児童生徒に配慮して，「色のみによる識別に頼った表示方法をしない」を加えている。

【授業時数について】

Q22： 移行期において，標準授業時数に上乘せをして実施することは可能か。

A22： 可能である。但し，他の教科等の授業時数が標準授業時数を下回ることはないよう留意すること。

Q23： 授業時数の増加にかかわって，時数確保のためにどのような対応策が考えられるか。

A23： 例えば，週あたりの授業時数の増加，教育課程の一環として行なう朝のドリル学習の活用，1単位時間を変更したモジュール学習の活用，長期休業日の短縮，学期区分の変更などが考えられる。

但し，10分間程度の短い時間を活用する場合は，以下の点に留意すること。

当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

例えば，道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行なうことは，通常考えられない。

また，10分間程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は，授業時数外の教育活動となる。

必ず教師がつくこと。中学校の場合は，教科外の教員でもよい。但し，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行なう体制が整えておく必要がある。

Q24： 中学校の学習指導要領では，「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導・・・」という文言があるが小学校にはその文言がないが，小学校でも可能であるか。

A24： 可能である。

【授業の1単位時間の考え方について】

Q25： 朝の学習活動で15分間の漢字や計算練習を行い，3日間で1単位時間としたり，理科の実験観察などにおいて，授業時間を60分としたりすることは可能か。

A25： 可能である。但し，日常の授業の1コマを何分にするかについては，児童生徒の学習についての集中力や持続力，指導内容のまとめり，学習活動の内容等を考慮して，どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。その際，総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」の記述を重視し，1単位時間は，小学校45分，中学校50分として計算した授業時数を確保する必要がある。

Q26： 学級活動を45分（50分）より短く設定することは可能か。

A26： 可能であるが、例えば、朝の10分間の活動を行うことで、学級活動のねらいが達成されるとは考えられない。各学校で適切に判断していただきたい。

Q27： バスの時刻や集団下校、部活動の指導強化期間などの理由から、40分の授業を行うことは可能か。

A27： 1単位時間の弾力的な運用に際しては、児童生徒が学習指導要領で示されている各教科等のねらいを達成したり、内容を身に付けたりする上で効果的である場合に実施することが基本である。また、「年間授業時数を確保しつつ」とは、1単位時間を45分（50分）として計算した年間授業時数を確保するという意味であることを念頭に授業時間を設定することが大切である。

【年間授業週数について～長期休業期間に授業を行うことについて～】

Q28： 「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」とあるが、各教科等の中には、道徳の時間や特別活動も含まれるのか。

A28： 道徳の時間は原則35週にわたって行うものである。長期休業中に授業を行うのは、地域の方々との体験活動や宿泊体験活動など、あくまでも各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合であり、道徳の時間は含まれない。また、中学校の特別活動（学級活動）においても、毎週行うこととしていることからこの中に含まれない。

Q29： 長期休業の期間に教育課程に位置付けた内容を行うのは、授業時数を確保するためなのか。

A29： そうではなく、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合」に認めている。授業時数の確保のためであれば、長期休業期間の短縮を考える方が適当である。

Q30： 長期休業の期間に授業日を設けて行う授業は全校一斉に行わなければならないか。

A30： 授業日は、少なくとも学年のまとまりの単位ですべての児童生徒が参加する必要がある。

Q31： 長期休業の期間に授業日を設定した場合、出席簿上の扱いはどうなるのか。また、授業時数に加えることになるのか。

A31： 授業日として扱うこととなる。学期ごとの出席日数を計算する際にどの学期に加算するかは、市町村の学校管理規則による。また、教育課程内の授業であれば授業時数に加える。

Q32： 長期休業中に授業日を設定する場合、学校の判断で行ってよいか。

A32： 長期休業期間は、学校教育法施行令で設置者が定めることとなっている。したがって、変更の手続きについては各市町村教育委員会の規定（学校管理規則）による。

Q33： 年間授業週数は通常35週であるが、上限はないのか。

A33： 定められていない。

【総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替について】

Q34： 「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、「代替」には、どのような学校行事が考えられるか。

A34： 学校行事の中には、運動会や音楽会など総合的な学習の時間の目標に馴染まないものがある。総合的な学習の時間と特別活動のねらいを同時に達成し得るものとして、例えば、修学旅行、自然体験活動、ボランティア活動などが考えられる。

Q35： Q34にある「代替」をする際の留意点は何か。

A35： 問題解決的な学習や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえる必要がある。また、総合的な学習の時間として位置付けた体験活動のどこが特別活動の趣旨に合うのかを十分に検討し、指導計画に位置付ける必要がある。但し、特別活動において体験活動を実施したことをもって、総合的な学習の時間の代替と認めるものではないので留意する必要がある。

Q36： Q34にある「代替」を行う場合、時数のカウントはどうなるのか。ダブルカウントとなるのか。

A36： ダブルカウントすることはない。例えば、修学旅行の中で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが総合的な学習の時間に合致する場合には、訪問調査については総合的な学習の時間、その他の時間は特別活動として位置付けることが考えられる。また、事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかについても、活動の趣旨に即して適切に判断することとなる。

Q37： 学校行事の種類によっては、授業時数「0」になることもあり得るか。

A37： 5種類の行事は、すべてを行うことは言うまでもないが、総合的な学習の時間にカウントした場合、学校行事の種類によっては「0」となることも考えられる。但し、学校行事の時数を把握する必要もあるので、その様式については県教育委員会で検討し各学校に周知する。

【特別支援教育について】

Q38： 「交流及び共同学習」の「交流」「共同学習」の違いは何か。

A38： 平成16年6月の障害者基本法の一部改正により、それまでの「交流教育」から「交流及び共同学習」に言い改められた。よって、「交流及び共同学習」は一つのまとまった言葉である。「交流及び共同学習」の詳細については、小学校学習指導要領解説総則編P71～73（中学校P73～75）を参照していただきたい。

Q39： 特別支援学級での個別の指導計画の作成が義務づけられるということか。

A39： 特別支援学級においては、自立活動を行う場合において個別の指導計画を作成する必要がある。したがって、現行の特別支援学校学習指導要領においては、自立活動以外の個別の指導計画を作成することが義務づけられていないが、この計画を作成することで、適切な指導や保護者との連携が大いに推進されることは間違いないことから、積極的に作成してほしい。なお、特別支援学校学習指導要領の改訂によって、各種計画の作成について変更が生じた場合はその内容に基づくことになる。

Q40： 医療機関で診断されていない児童生徒についても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する必要があるか。

A40： 必要はないが、当該児童生徒について教職員の共通理解の下、きめ細かな指導を行うことが大切である。

【海外から帰国した児童生徒について】

Q41： 「海外から帰国した児童生徒に外国での生活を生かす指導」とは、具体的にどのような方法が考えられるか。

A41： 各教科等の学習において、海外から帰国した児童生徒の外国での生活や外国の文化に触れた体験、外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などを生かすよう配慮することが大切である。このような機会としては、外国語活動、外国語科のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事やクラブ活動などが考えられるが、児童生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

【情報教育について】

Q42： 情報教育の一層の充実について記載されているが，ハード面やソフト面での整備はこれまで以上に行われるのか。

A42： ハード面やソフト面においては，これまでと同様に，地方交付税交付金により整備されることとなる。

Q43： 情報モラルはどの程度身に付けさせればよいのか。

A43： 情報モラルの指導については，児童生徒の発達の段階に応じて行うこととなる。その際，次のものを参考にしていきたい。

- ・ 小学校学習指導要領解説総則編（P 67～69）
- ・ 中学校学習指導要領解説総則編（P 68～70）
- ・ 「情報モラル」指導実践キックオフガイド
（文部科学省<http://kayoo.info/moral-guidebook>）

【指導要録について】

Q44： 指導要録の例示はいつされるのか。

A44： 高等学校及び特別支援学校学習指導要領の公示以降の予定である。

Q45： 3観点（4観点）は変わるのか。

A45： 評価については，移行期間は変わらない。文部科学省において一層簡素で効率的な評価の観点で検討されているところである。

Q46： 移行期間における外国語活動について，要録の記入はどのようにしたらよいか。

A46： 外国語活動は教科ではないので，観点ごとに評価をするのではなく，総合的な学習の時間と同様，「記述」となる。総合的な学習の時間の欄を2つにわけて記入するような形式が考えられる。

【移行措置について】

Q47： 移行期間の授業時数で，5，6年生の総合的な学習の時間と外国語活動に「～」があるが，その意図は何か。

A47： 各学年とも総合的な学習の時間と外国語活動の標準授業時数を合計すると110時間になるという意味である。

【「児童会活動」「クラブ活動」の時数について】

Q48： 小学校の「児童会活動」「クラブ活動」の時数について，「適切な授業時数を充てる」とあるが，「適切な」をどう解釈すればよいか。

A48： 特別活動のうち，児童会活動，クラブ活動及び学校行事の授業時数については，学校教育法施行規則では定められていないが，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てる必要がある。「適切な授業時数」とは，それぞれの活動の趣旨やねらいを達成するために必要な授業時数である。

【複式学級における授業時数について】

Q49： 低学年，中学年，高学年において授業時数の異なる教科についてはどのように対応すればよいのか。

A49： 標準授業時数を踏まえつつ，学校や地域の実態を考慮し，授業時数を定めることとなる。その際，各学年の年間の授業時数を大幅に増やしたり，減らしたりすることは好ましくない。年間指導計画を工夫し，その内容を踏まえながら授業時数を検討することとなる。例えば，社会科の3・4年生の指導について，単元ごとに，学年別に指導するいわゆる「わたり」で行うか，2学年合同で指導するいわゆる「A・B年度方式」で行うかを検討する。いずれの場合でも2学年トータルで160時間を下回らないようにすることが必要である。

「小学校学習指導要領 国語」に関わる Q & A

【各学年の目標及び内容について】

Q 1 : 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が新設された意図は何か。従来の「言語事項」とのつながりはどうか。

A 1 : 改正教育基本法の第 2 条 5 号を具体化し、新設された。伝統的な言語文化に親しみ、継承・発展させることや、国語の果たす役割や特質についてまとめた知識を身に付け、言語感覚を養い、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いている。

なお、従来の「言語事項」のうち、発声・発音や言葉遣いに関する事項など領域の内容に関連の深いものについては、関係する領域の中に位置付けている。(解説 P 2 3 参照)

【国語科の目標および内容について】

Q 2 : PISA 調査をはじめ各種調査から課題となっている読解力の向上は、新学習指導要領にどのように反映されているか。

A 2 : 総則に、「各教科等の指導に当たっては、…児童の言語活動を充実すること。」と示し、学校の教育活動全般において読解力の向上を図ることを意図している。(解説 P 2 参照)

国語科でも改訂の要点の一つに言語活動の充実を挙げ、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう、実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示している。(解説 P 7 参照)

Q 3 : 言語活動の充実を図るための留意事項にはどのようなことがあるか。

A 3 : 言語活動の充実を図るためには、各学年の国語科の目標を受け、内容に示された領域ごとの(1)指導事項を、(2)言語活動を通して指導することが大切である。言語活動の例としては、日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などがある。これらは目標を達成するための言語活動例であって、これらの活動を全て取り上げることが求められているわけではない。(解説 P 7 参照)

また、国語科以外の教育活動全般においても、学校や児童の実態に応じた言語活動の工夫と充実が重要である。

Q 4 : 各学年の目標に「能力」という言葉が多用されているが、その意図は何か。

A 4 : 現行学習指導要領においても、各学年の目標は能力を育成することを重視していたが、新学習指導要領では各学年の目標をより分かりやすくするために、「能力」と「態度」に整理して示した。

【各学年の目標及び内容について】

Q 5 : 第 3 学年及び第 4 学年「A 話すこと・聞くこと」(2)に「イ 学級全体で話し合っって考えをまとめたり、意見を述べ合ったりすること」とあるが、話し合う際の話題や学級活動との関連等配慮すべき点は何か。

A 5 : 話し合う際の話題については第 4 章「指導計画の作成と内容の取扱い」に「A 話すこと・聞くこと」の指導に関して、「各学校の創意工夫により、児童の実態に応じたより有効な教材を活用し、指導の効果を上げることが期待される。」となっており、各学校で設定することができる。しかし、同じく第 4 章の「取り上げる教材の観点」にも留意する必要がある。また、特別活動における集団としての意見をまとめる話し合い活動など、他教科等とも関連付けることも効果的である。その際の授業時数の扱いは、どちらのねらいを達成するために行われるかによって判断することとなる。(解説 P 5 4 , 1 0 3 , 1 0 9 参照)

- Q 6 : 第 5 学年及び第 6 学年「A 話すこと・聞くこと」において方言を指導する際の留意事項やふるさと教育との関連はどのようにすればよいか。
- A 6 : 方言と共通語については、比較・対照を通して違いを理解し、それぞれの特質とよさを知り、必要な場合に共通語を用いて話すことができるようにすることが大切である。また、ふるさと教育などにおいては、国語科と関連させるなどして方言の学習を行うことも考えられる。
- Q 7 : 第 5 学年及び第 6 学年「A 話すこと・聞くこと」(1)にある「オ 計画的に話し合うこと」、(2)言語活動例のイにある「討論などをする」とは具体的にどのような活動を指すか。
- A 7 : 計画的に話し合うとは、司会者や提案者、参加者などの役割に基づいて、立場や意図を明確にしなが話し合うことである。話し合いを計画に沿って進めていくためには、例えば、決められた時間内にまとめられるように、発言内容を簡潔にしたり、発言回数に注意したりするなどの工夫が必要である。
- 討議は、互いの考えの違いを大事にしなが多くの考えを関係付けていくものである。座談会やパネルディスカッションなどの公開討論の形式などを利用し、討論の仕方を理解したり、討論を実際に行ったりするなどの工夫も大切である。(解説 P 7 8 , P 7 9 参照)
- Q 8 : 第 1 学年及び第 2 学年「C 読むこと」(1)のアにある「語のまとまりや言葉の響きに気を付けて」とは具体的にどういうことか。
- A 8 : 明瞭な発音で読むことや、ひとまとまりの語や文として読むことや言葉の響きやリズムに注意して読むことなどである。(解説 P 3 9 参照)
- Q 9 : 第 1 学年及び第 2 学年「C 読むこと」(1)のウに「場面の様子について登場人物の行動を中心に想像を広げなが読むこと」とあるが、「気持ちの変化や情景などについて想像しながら読むこと」のような中学年の内容に入り込んだ指導することは可能か。
- A 9 : 可能である。しかし、指導に当たっては各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることがないようにしなければならない。(解説 P 1 1 6 参照)
- Q 10 : 新学習指導要領において第 5 学年及び第 6 学年で音読を指導することになった理由と、具体的な内容は何か。
- A 10 : 現行の学習指導要領においては、声に出して読むことに関する指導事項は低学年、中学年に重点を置いて示されているが、高学年で指導しないということではない。新学習指導要領では、語の意味や内容が伝わるように音読する力を系統的に指導するために、第 5 学年及び第 6 学年においても「自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読をすること」を示している。(解説 P 2 0 参照)
- Q 11 : 「(1)ア伝統的な言語文化に関する事項」の指導に当たっての留意点は何か。また、中学校とのつながりは、どのようになっているか。
- A 11 : 指導する際の留意点としては、音読や暗唱などを楽しみ、親しむことなどがある。その際、現代語訳されたものや解説文の読書活動を取り入れ、およその意味を理解しながら、内容に興味や関心をもって音読や暗唱をすることが望まれる。(解説 P 2 4 , 4 3 , 6 8 , 9 3 参照)

Q12： 小学校で扱う古典の題材としてはどのようなものが考えられるか。

A12： 低学年では、昔話や、古事記、日本書紀、風土記などに描かれたものや地域に伝わる伝説などの神話・伝承を、やさしく書き換えたものを扱うこととされている。

中学年では、意味や内容が容易に理解できる易しい文語調の短歌や俳句、長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などを扱うこととされている。

高学年では、言葉のリズムを実感しながら読むことができ、音読することによって内容を知ることができる親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章、古典について解説した文章を扱うこととされている。

このような趣旨を踏まえ、児童の実態に応じて、適切な教材を選択することが必要である。
(解説P48, 68, 93参照)

Q13： ローマ字の指導が現行の4年生から3年生に移行したのはなぜか。また、訓令式とヘボン式が混在しているが、どう扱えばよいか。

A13： 案内板やパンフレットにローマ字の表記が添えられたり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、生活の中でローマ字が身近なものとなっている。このような社会の状況を受けての措置である。

教科書で用いるローマ字のつづり方は、「ローマ字のつづり方」(S29 内閣告示)に従っていることや、「子音と母音の結合という基本的な書き方を学ぶのに適している」という訓令式と、「実際の音を意識して表記する」というヘボン式のそれぞれの特徴を踏まえて指導することが大切である。例えば、訓令式のつづり方を学習した後に、ヘボン式のつづり方を学習するという扱いが考えられる。

なお、平成22年度には、第3学年においてローマ字の学習を行わなければならない。
(解説P72参照)

Q14： 漢字については、どのような扱いになっているか。現行の学習指導要領とどう異なっているのか。

A14： 読みの指導については、これまでどおり学年別配当表に配当されている漢字を、当該学年で指導する。その際、上の学年に配当されている漢字や学年別配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなどして児童が読む機会を多くもつようにする。

書きの指導では、これまでどおり次の学年までに定着を図るようにする。その際、日常生活において確実に使えることを重視し、当該学年においても漸次書くだけでなく、文や文章の中で使うことを新たに加えた。

なお、配当学年が異なる漢字で構成されている熟語が出てくる場合、必要に応じて提示してもよい。その際、後の学年の配当漢字については、振り仮名をつけて提示する。(解説P26参照)

Q15： 書写の時間において、毛筆と硬筆の指導の一体化は今回も基本的な考え方か。また、毛筆と硬筆の指導時数や、授業での扱いはどのようにしたらよいか。

A15： 今回の改訂において、基本的な考え方は変わっていない。硬筆を使用する指導を各学年で行うことが明確に示された。毛筆を使用する書写の指導時数は、第3学年以上の各学年で、年間30時間程度配当することとなっているが、第3学年以上においても、硬筆を使用する書写の指導を適切に行わなければならない。毛筆を使用する書写の指導が硬筆による書写の能力を養うよう指導することや、毛筆と硬筆とを一体化させる関連的な指導を工夫する必要がある。

(解説P108参照)

【指導計画の作成について】

- Q16： 「指導計画の作成と内容の取扱い」『各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」，「B書くこと」，「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については，相互に密接に関連付けて指導するようにする』とあるが，具体的にはどのようなことか。
- A16： 3領域1事項を密接に関連させることで指導の効果を高めようとするものである。例えば，中学年では「段落相互の関係」に関する指導事項については，「B書くこと」(1)イに「段落相互の関係等に注意して文章を構成する」とある。「C読むこと」(1)イに「段落相互の関係や事実と意見との関係を考え，文章を読む」とある。このように，各領域等に示した内容は，他の領域等の内容と相互に関連している。年間計画を立てる際には，関連して指導する単元及び題材の組み合わせを考慮する必要がある。（解説P102参照）
- Q17： 低学年では週1時間配當時数が増えているが，どのようなことに重点を置いたり，または留意したりして指導していけばよいか。
- A17： 第4章「指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている配當時数に留意し，系統化された内容を踏まえて，3領域を適切に配当することが大切になる。
- Q18： 「関連的な指導と学校図書館などの活用に関する事項」に「児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして」とあるが，具体的な機器としてはどのようなものが考えられるか。
- A18： コンピュータや電子辞書，プロジェクター等が考えられる。（解説P102参照）
- Q19： 「生活科や幼稚園教育との関連についての事項」に「特に第1学年においては，幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること」とあるが，どのような関連を図ればよいか。
- A19： 小学校低学年の児童は，幼児と同じような発達の特徴をもっていることから，幼稚園，保育所，認定子ども園における言葉に関する内容などを参考にして国語科の指導計画を作成することが大切である。例えば，育成を図る資質や能力を明らかにした上で，教材についても他教科等と関連付けたり取り上げる時期を合わせたりすることが考えられる。（解説P105参照）
- Q20： 記録，説明，討論等の言語活動を社会科の学習と関連付けて指導する場合，時数はどちらの教科に入れればよいか。
- A20： その活動がどちらの教科のねらいを達成するために行われるかにより判断する。

「小学校学習指導要領 社会」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 「教科の目標の趣旨は現行どおり」と言いつつ、文言が削除されたり、変更されたりしたのはなぜか。

A 1 : 社会科の教科目標については、これまでの「民主的、平和的な」を「平和で民主的な」と改められた。これは、教育基本法第 1 条（教育の目的）の表記への統一によるもので、その趣旨については現行どおりとしている。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : 各学年の能力に関する目標（3）で「調べたこと」が「調べたことや考えたこと」と改められたのはなぜか。また、新たに加えられた「考えたこと」や「表現する力」をどうとらえ、授業に反映していけばよいか。

A 2 : これまでの社会科の学習指導には、調べ活動は積極的に行われているものの、調べた内容を発表するだけで学習を終えてしまう実践も見受けられた。そのため、調べた結果をもとに自分の考えをまとめ、表現することで社会的な見方や考え方を深めることができる学習展開を工夫することが求められている。実際の学習では、次の点を大切にすることが必要である。

学習問題に即して具体的に調査したり、各種の基礎的資料を活用したりして調べること。
根拠や解釈を示しながら、図や文章などで表現し説明すること。

< 第 3 学年及び第 4 学年の目標及び内容について >

Q 3 : 目標及び内容が 2 学年まとめて示してあるのはなぜか。

A 3 : 第 3 学年及び第 4 学年の社会科学習は地域社会に関する学習であり、各学校が地域の実態に応じて内容の順序や教材の選定を工夫する等、地域の実態に即した指導計画の弾力化や学校の主体性などが重視されたため、2 学年分の内容がまとめて示されている。

Q 4 : 新たに加えられた「良好な生活環境」とはどのようなものか。

A 4 : 現代社会においては、電気・水道・ガス等の資源の安定供給により、人々の快適な生活が支えられている。めざす生活環境のとらえが、「健康」からさらに広がったために加えられたものである。

Q 5 : 内容（1）の「自分たちの住んでいる身近な地域や市（町、村）」は、どこまで扱えばよいか。

A 5 : 「身近な地域」とは、児童が直接観察できる範囲で、学校の周りの地域を示している。また、「市（区、町、村）」とは、自分たちの住んでいる行政的な範囲を指している。

市町村合併に伴う行政的な範囲の広域化のため、市町村内をくまなく見学することは不可能な学校がほとんどだと考えられる。そこで、学校の周りの様子と違う場所を取り上げ、その様子等を白地図にまとめる活動を通して、「地域の様子は場所によって違いがあること」を具体的にとらえられるよう指導を工夫することが大切である。

Q 6 : 内容（4）で「地域社会における災害及び事故の防止」へと変更されたのはなぜか。

A 6 : 近年、様々な犯罪に子どもが巻き込まれる事件が多くなっている現状を考慮し、事件や事故が起きないように地域の人々が事故の防止と防犯に協力していることを理解するとともに、自分も地域の一員として自分の安全は自分で守ることが大切であることにも気付くよう配慮することが大切である。

Q7： 内容（5）イ「地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事」は、どのように扱えばよいか。

A7： ここでは、地域の伝統や文化を受け継いできた人々から願いや思いを聞いたり、内容やいわれを具体的に調べたりする活動を大切にすることが考えられる。また、実際に行事に参加したことのある児童の体験談を紹介し合う活動は、自分たちも地域の伝統や文化を受け継いでいく一人であるという意識を養い、参加意欲を高めることにもつながる。これらの学習を通して、地域の人々の願いを考えることができるようにすることがねらいとなる。

Q8： 内容（6）アの「47都道府県の名称と位置」は、どのように扱えばよいのか。

A8： 我が国が47の都道府県によって構成されていることがわかり、都道府県の名称と位置を一つ一つ地図帳で確かめ、白地図上で指摘できるようにしていくことである。学習の中で都道府県名を扱う場合は、地図等でその名称と位置を確かめていく学習や、統計資料などを効果的に活用する学習も大切である。

また、教室に日本の都道府県を表す地図を掲示し、他教科等の学習でも押さえたり、日常的な活動との関わりも考えたりして指導するなど教室環境も工夫することも大切である。6年生修了までに、すべての都道府県の名称と位置を身に付け活用できるようにすることがねらわれている。単独の新たな単元を組んだり、ただ暗記させたりするのではなく、「特定の課題に関する調査（社会）」（平成19年度国立教育政策研究所実施）

（http://www.nier.go.jp/kaihatsu/tokutei_shakai/index.htm）

などの各種調査の結果をもとに習熟の傾向と課題を捉えて指導することが必要です。

Q9： 内容（6）アに「県の地理的位置、47都道府県の名称と位置」とあるが、「地理的位置」と「位置」はどこがちがうのか。

A9： 「県の地理的位置」とは、隣接する県との位置関係や日本全体から見た県の位置を方位などを用いて表すというように広い視野からとらえることであり、「47都道府県の名称と位置」とは、各都道府県がどんな名前でもどこにあるかということである。

Q10： 内容（6）イに「主な都市の位置」とあるが、どの程度の都市を扱えばよいか。

A10： 県庁のある市や人口が集中している市、交通の要衝となっている市などが考えられる。

<第5学年の目標及び内容について>

Q11： 目標（3）の「社会的事象を具体的に調査する」とは具体的にどういうことか。

A11： 「社会的事象を具体的に調査する」とは、我が国の国土や産業に関する社会的事象を、観点や質問事項を決めて、詳しく見たり聞いたりするなどの調査を行うことである。

Q12： 「地球儀の活用」がより重視された理由は何か。また、その扱いはどのようにすればよいか。

A12： 地球儀は球体をしているので、世界の国々の実際の位置関係がとらえやすく、いろいろな視点で学習できるという利点を活用するためである。その際、地図と同様に学習で積極的に活用していくことが必要である。

Q13： 内容（1）ア「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」を調べることが新たに加えられたが、どのように扱えばよいか。

A13： 「世界の主な大陸と海洋」を調べるとは、六大陸と三海洋の名称と位置や広がりを取り上げ、地図帳や白地図などに書き表すことである。その際、世界の中の我が国の位置を確認し、位置関係や我が国が島国であることなどの日本列島の特色を理解できるようにすることが大切である。

「主な国の名称と位置」を調べるとは、例えば、近隣の諸国を含めてユーラシア大陸やその周りに位置する国々の中から10か国程度、南北アメリカ、アフリカ、オーストラリアなどの大陸やその周りに位置する国々の中からそれぞれ2か国程度を選択することが考えられる。

「我が国の位置と領土」を調べるとは、我が国とそれらの国との位置関係を確認し、産業に関する学習などにおいて活用できるようにすることである。

Q14： 「竹島」についてどのように扱えばよいのか。

A14： 改正された教育基本法第2条（教育の目標）5「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を踏まえ、小学校、中学校の解説に次のように示されている。

小学校第5学年内容（1）ア「我が国の位置と領土」

- ・我が国の国土を構成する北海道，本州，四国，九州，沖縄島，北方領土などの主な島の名称と位置，我が国の領土の北端，南端，東端，西端，日本列島の周りの海を取り上げ，地図帳や地球儀などで具体的に調べ，白地図などに書き表すことにより，我が国の位置と領土を具体的にとらえること。
- ・領土については，北方領土の問題についても取り上げ，我が国の固有の領土である歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島が現在ロシア連邦によって不法に占拠されていることや，我が国はその返還を求めていることについて触れるようにする。（解説P52）

中学校地理的分野内容（2）ア「領域の特色と変化」

- ・北方領土（歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島）については，その位置と範囲を確認させるとともに，北方領土は我が国の固有の領土であるが，現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため，その返還を求めていることなどについて，的確に扱う必要がある。
- ・我が国と韓国の間竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ，北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。（解説P41）

このように，政府見解として領土問題が生じている「北方領土」や「竹島」についての記述を充実させ，我が国の領土に関する教育が適切に行われることが期待されている。

指導に当たっては，外務省のホームページを参考にしながら，今後発行される竹島学習副教材（竹島北方領土返還要求運動島根県民会議・島根県・島根県教育委員会）を活用して指導を行い，児童生徒に竹島に関する正しい理解と認識が得られるよう適切に指導することが大切である。

<第6学年の目標及び内容について>

Q15： 内容（1）に「代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財，資料などを活用して調べ」とあるが，どのように扱えばよいのか。

A15： 代表的な文化遺産としては，国宝や重要文化財，世界遺産に指定されている我が国の文化遺産の中から選択することや，自分たちの住む県や市町村が指定している重要文化財などを取り上げることが考えられる。その際，取り上げようとする人物の働きや社会的事象との関連を考慮して選択することが大切である。

Q16： 内容（1）に「歴史を学ぶ意味を考えるようにする」とあるが，具体的にどのようなことを考えさせればよいのか。

A16： 単に過去のできごとを理解するだけでなく，現在の自分たちの生活や国家・社会の発展の基盤がどこにあるのかを考えたり過去のできごとを現在や将来の発展に生かすことを考えたりすることができるようにすることである。学習においては，取り上げる人物が生きた時代背景や人物の思いや願いなどを各種の資料を効果的に活用し，より広い視野で調べ，考える活動が大切である。

Q17： 内容（1）アで「狩猟や採集」が復活したが，これはどのような理由からか。

A17： 我が国の伝統や文化についての理解を深め，尊重する態度を育てるとともに，日本人としての自覚をもつようにすることを重視したためである。

Q18： 内容（１）アに「神話・伝承を調べ，国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。」とあるが，どのように扱えばよいか。

A18： 国家の成立や国土の統一についての「神話・伝承」を具体的に調べることにより，我が国の歴史についての学習に親しみをもてるようにすることが考えられる。

その際，古事記，日本書紀，風土記などの中から，国の形成に関する考えを学習する上で適切なものを取り上げることが大切である。

【指導計画作成について】

Q19： 配慮事項で「内容や程度等を示す事項は，すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したりするものであり，学校においては，特に必要のある場合には…」が削除されたのはなぜか。

A19： これは第１章「総則」の第２「内容等の取扱いに関する共通的事項」にも示されていて重複していたが，総則の表記に一本化したため各教科等では，その記述が削除された。

Q20： 複式学級のカリキュラム作成に当たって配慮することにはどのようなことがあるか。

A20： 「ＡＢ年度方式」においては，２年間を見通すとともに，児童の発達の段階も十分に考慮し無理のない計画を作成する必要がある。その際，未履修が起らないよう留意することが大切である。

平成２１年度から，２３年度の全面実施スタートを見通して対応していかないと指導漏れ（特に小学校学習指導要領の特例を定める件：第３学年及び第４学年の「我が国における自分たちの県の地理的位置」・「４７都道府県の名称と位置」・「県内の特色ある地域の人々の生活」，第５学年の「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土」について）が起る場合があるので留意すること。

【内容の取扱いについて】

<第３学年及び４学年について>

Q21： 内容の取扱い（２）イに「販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること」とあるが，消費者教育の視点を小学校社会科にどう盛り込んでいけばよいか。

A21： 店や商品に対する消費者の願いや工夫を見学や調査活動を取り入れ具体的にとらえることなどが考えられる。

Q22： 内容の取扱い（５）に「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。」とあるが，どの程度の法やきまりを取り上げたらよいか。また，「きまり」とは具体的にどのようなものか。

A22： 例えば，「廃棄物の処理」では，市役所や町役場，町内会が協力してごみの出し方や集積所などに関するきまりを決めていることや，地域の人々が資源の再利用や生活排水の適正な処理などに関する法やきまりを守って生活していることなどを取り上げて学習することが考えられる。

Q23： 内容の取扱い（６）に「地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げるものとする。」とあるが，取り上げる人物は一人でよいか。

A23： 「開発，教育，文化，産業などの面で地域の発展や技術の開発に尽くした先人の具体的事例の中から一つ選択して取り上げる」となっており，取り上げる人数については示されていない。

<第5学年について>

Q24： 内容の取扱い(5)イに「情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。」が新たに示されたが、「情報産業」や「情報化した社会の様子」を具体的にどのように指導していけばよいか。

A24： 「我が国の情報産業」の事例としては、放送、新聞などの中から一つ選択して取り上げ、
・マスメディアのもつ働き
・国民生活とのかかわり

について具体的に調べるのが大切である。事例の選択に当たっては、地域の実態や児童の興味・関心、教材の収集状況などから判断する。

「情報化した社会の様子」の事例としては、

・インターネットを活用して遠隔地の学校と授業を行っている事例
・福祉や医療等の施設や機関が情報を共有し、地域の人々へのサービスの向上に努めている事例

・地震や土砂災害、犯罪の発生を即時に知らせる取組の事例

などが考えられる。事例の選択に当たっては、児童やその家族、身近な地域の人々の日常生活との結びつきが見られるものを取り上げることが大切である。

また、実際の指導に当たり、情報を発信する側に求められる役割や責任の大きさ、情報を受け取る側の正しい判断の必要性などについて考えをまとめることが大切である。

<第6学年について>

Q25： 内容の取扱い(1)アに「その際：ケの指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。」とあるが、どのような考慮をすればよいか。

A25： 中学校以降の歴史学習との関連を図るとともに、児童の発達の段階を踏まえながら、図書館や郷土資料館等を活用したり、地域の高齢者に話を聞いたりするなど、学習が具体的に展開できるようにすることが大切である。

Q26： 内容の取扱い(1)イに「我が国は長い歴史をもち伝統や文化をはぐくんできたこと」とあるが、「文化や伝統」が「伝統や文化」に変更になったのはなぜか。

A26： 教育基本法第2条(教育の目標)5の表記に統一したものであり、趣旨に変更はない。

Q27： 内容の取扱い(2)イで「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」について新たに加えられたのはなぜか。

A27： 新学習指導要領では、いわゆる「はじめ規定」は原則削除になったため、内容として何を取り上げるのかを具体的に例示したものである。

【移行期間中の取扱いについて】

Q28： 47都道府県の名称と位置について移行措置期間中から指導することになっているが、どの学年で行えばよいか。また、補助教材は出るか。

A28： 「県の学習」は、対象とする地域の広がりや児童の発達の段階から考え、第4学年に位置付けて指導する学校が多いと思われる。補助教材等は準備されないので、この内容の指導においても、教科用図書「地図」に記載されている内容をしっかりと把握し、巻末等に記されている統計資料などは国勢図会等で確認しながら、積極的に活用することが一層求められている。

Q29： 現在の教科書に記載のない事項についての補助教材はいつごろ、どのような形で配布されるのか。

A29： 補助教材等は配付されないため、各学校で教材の開発及び研究を進める必要がある。

Q30： 小学校社会科の移行期間中における指導について留意すべきことは何か。

A30： 社会科の移行措置の内容としては、移行期間中に新学習指導要領を実施するかどうかにかかわらず、新学習指導要領に定める一部の内容（第3学年及び第4学年の県の様子に関する学習において47都道府県の名称と位置を指導すること、第5学年の国土の様子に関する学習において世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土を指導することなど）を指導することになっている。このため、すべての学校において、これらの内容を踏まえて年間指導計画を作成することが必要となる。

加えて、移行期間中に新学習指導要領を実施する場合には、各学年の目標や内容など新学習指導要領において改善された点を理解した上で、各学年の年間指導計画の作成や各単元の指導計画の見直しを行う必要がある。特に、第3学年及び第4学年における「地域社会における災害及び事故の防止に関する内容」、「県の様子に関する内容」、第5学年における「国土の自然などに関する内容」、「情報産業や情報化した社会の様子に関する内容」については、新しい単元の構成や教材の開発が必要となるので注意が必要である。

Q31： 移行期間中における小学校学習指導要領の特例を定める告示（文部科学省告示第98号）のうち、3 社会（2）の規定をどのように読み取ったらよいか。

文部科学省告示第98号(抄)

3 社会

(2)平成21年度の第3学年又は平成22年度の第3学年若しくは第4学年の社会の導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の(第3学年及び第4学年)の2(6)ウの規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の(第3学年及び第4学年)の2(6)ウの規定によること。

A31： 現行学習指導要領における第3学年及び第4学年の県（都、道、府）に関する内容のうちでは、産業や地形条件から見て県（都、道、府）内の特色ある地域の人々の生活を学習してきた。この内容について、新学習指導要領では「地形から見て特色ある地域」を第5学年に移行統合し、新たに「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を加える。

そこで移行措置では、全面実施となる平成23年度に第5学年を迎える学年の児童に対して平成21年度（第3学年）若しくは平成22年度（第4学年）のいずれかでこの内容を指導する際、又は平成23年度に第4学年を迎える学年の児童に対して平成22年度（第3学年）にこの内容を指導する際には、地形に関する内容の重複を避けるため、新学習指導要領の内容である「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を学習することとしている。

Q32： 移行期間中の学習評価については、どのようにすればよいか。

A32： 現行の学習指導要領における評価と同じ枠組みの中で、評価することになる。

Q33： 平成23年度からの全面実施に向けて、各学校においてしなければならないことは何か。

A33： 移行期間に先行して実施する内容の指導計画を作成したり、教材・教具（例：児童用地球儀や提示用日本地図、世界地図）を計画的に準備したりすることなどが考えられる。

「小学校学習指導要領 算数」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 算数的活動の位置付けはどのようになっているのか。

A 1 : 今回の改訂では、「算数的活動を通して」という文言が目標のはじめに位置付けられ、この部分が目標の全体にかかっているという基本的な構造になっている。なお、この基本的な構造はこれまでの学習指導要領と同様である。

Q 2 : 算数的活動のねらいや今までの捉え方との違いは何か。

A 2 : 算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味している。

ここでいう「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとするなどである。算数的活動には、作業的・体験的な活動など身体を使ったり具体物を用いたりする活動や、算数に関する課題について考えたり、算数の知識をもとに発展的・応用的に考えたりする活動や、考えたことなどを表現したり、説明したりすることなども含まれる。

今回の改訂では、授業における算数的活動の在り方を明確にし、算数的活動の一層の充実を図るために、各学年の内容において具体的な算数的活動が、「例えば」として示された。各領域に示すすべての事項において、算数的活動を通じた指導を行う必要があり、一つの単元、一つの授業の中に適切に位置付けるように工夫することが大切である。

ただし、指導の過程において、必要に応じて先生が説明をしたり、計算練習を行う場面を設けたりすることは、当然あり得る。

内容において示されている算数的活動は、子どもたちが取り組む活動例であるが、指導する内容や学習指導の進め方すべてが挙げられているわけではない。ここで示している算数的活動をその通りに行うこともあるし、また類似した活動を設定して指導に取り入れることも考えられる。さらに、ここで示されていない算数的活動についても、各学校や教師が工夫をして授業の中に取り入れていくようにする必要がある。

Q 3 : 現行学習指導要領では、「基礎的な知識と技能を身に付け・・・」となっているが、新学習指導要領では、「基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け・・・」と変わっている。「基本的な」という言葉が加えられた意図は何か。

A 3 : 「基本的」という言葉は、中央教育審議会答申の中で使われており、その答申を受けて加えられている。

Q 4 : 「筋道を立てて考え、表現する能力を育てる」とあるが、このことをどのように捉えるのか。

A 4 : 考える能力と表現する能力とは互いに補完しあう関係にあるといえる。考えを表現する過程で、自分のよい点に気付いたり、誤りに気付いたりすることがあるし、自分の考えを表現することで、筋道を立てて考えを進めたり、よりよい考えを作ったりできるようになる。授業の中では、様々な考えを出し合い、お互いに学び合っていくことができるようになる。このような考えから、考える能力と表現する能力が並べて示されている。算数科においては、問題を解決したり、判断したり、推論したりする過程において、見通しをもち筋道を立てて考えたり表現したりする力を高めていくことを重要なねらいとしている。

Q 5 : 現行の学習指導要領では「進んで生活に生かそうとする」であるが、新学習指導要領では「進んで生活や学習に活用しようとする」と変わっている。「生かそうとする」と「活用しようとする」とはどのような違いがあるのか。

A 5 : 児童が算数で学習したことが生活や学習の様々な場面で活用されることによって、学習が意味あるものとなり、算数のよさを実感を伴って味わうことができるようになる。目標において「進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる」というように「学習」の文言を加え、「生かそうとする」を「活用しようとする」と示すようにして、そうした面をより重視している。

ここでいう「生活や学習」とは、学校、家庭、地域社会での生活、さらに、将来の社会生活も含め広くとらえることができる。「学習」については、他教科の学習はもとより、これから先の算数や数学の学習にも活用していくことが重要である。算数・数学では、既習の内容を活用して新しい知識や方法を生み出すことができると示されている。

【各学年の目標及び内容について】

Q 6 : 全学年の系統性は、どのようになっているのか。

A 6 : 解説のP 14～15に「小学校算数科の内容の構成」が掲載されており、「A数と計算」「B量と測定」「C図形」「D数量関係」の4領域に分けて内容の系統性や発展性をわかりやすくしてあるので、参考にしてほしい。

Q 7 : 「D数量関係」が、1年生に導入された意図は何か。

A 7 : 「D数量関係」は、「関数の考え」、「式の表現と読み」及び「資料の整理と読み」が主な内容となっている。また、それらにおいて、数量やその関係を数、式、図、表、グラフなどに表したり調べたり、言葉を用いて表したり調べたり、判断したり、説明したりすることができるようにすることを大切にしていこうとしている。特に低学年では、これまで「A数と計算」の領域に位置付けられていた内容のうち、「式の表現と読み」及び「資料の整理と読み」に関する内容を「D数量関係」の領域に移すことによって、整理と充実を行っている。また、第1学年では、「絵や図を用いた数量の表現」の内容を新たに加え、「資料の整理と読み」についての素地的な活動が入れられた。

Q 8 : 全体的に内容を指導する学年が早まったり増えたりしているが、その意図は何か。

A 8 : 理数教育の充実を図ることや国際的な通用性などを踏まえて指導内容が充実されたことが一番の理由である。具体的には、カリキュラムの国際比較の中で、立体図形についての内容の割合が少ないことから、今回の改訂では、立体図形についての内容を増やし、平面図形と立体図形とをバランスよく指導できるようになっている。

また、数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、例えば、第2学年の「A数と計算」で $1/2$ や $1/4$ の図形をつくる活動や、第1学年の「B量と測定」で面積や体積について直接比較をする活動など、早い段階から素地的な学習を取り入れ、数量や図形の意味を実感的に理解させることをねらっている。

さらに、学年間で同じ系統の内容の接続を工夫し、内容の一部を重複させて、取扱いの程度を少しずつ高めていくことを重視している。

Q 9 : 第2学年に、 $1/2$ や $1/4$ などの簡単な分数の学習が導入されたのはなぜか。

A 9 : 分数の意味や表し方については、第3学年から本格的に指導するが、第2学年では、分数について理解する上で基盤となる素地的な学習活動を行い、分数の意味を実感的に理解できるようにすることをねらっている。

Q10： 図形の学習が下学年に移行した意図は何か。

A10： 「図形」を先行して学習し，図形の性質を理解した後で「量と測定」を学習できるようにするためである。また，カリキュラムの国際比較の中で，立体図形についての内容の割合が少ないことから，平面図形と立体図形をバランスよく指導できるようにもされている。

Q11： 円周率が3.14になったことで，小数点以下2桁の乗法の指導を5学年で指導するのか。

A11： 第5学年では，乗数，除数が小数の場合にも乗法や除法が用いられるように意味を広げることねらいとしている。計算の範囲としては，1/100の位までの小数などを指導する。

【指導計画の作成について】

Q12： 全体的に内容が増えており，増加する授業時数で対応できるのか。また，詰め込むことが増え，じっくりと考えることがより難しくなるのではないか。

A12： 科学技術の土台である理数教育の充実を図るため，国際的な通用性，内容の系統性，小・中学校での学習の円滑な接続を踏まえて，指導内容が充実された。このため，標準授業時数において算数科で142単位時間増加している。時数については，余裕がある教育課程になっている。

Q13： 反復（スパイラル）について，その意味と取り上げられた意図，指導上の留意点は何か。

A13： 数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るために，系統性を大切にしながら学年間で内容の一部を重複させて，取扱いの程度をすこしずつ高めてつなげていくような教育課程を編成できるようにしている。

指導に当たっては，学年間の指導内容を円滑に接続させるため，同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させているように，各学年において適切な反復による学習指導を進める必要がある。

Q14： 道徳教育との関連において，算数科の特質に応じて適切な指導をするとはどういうことなのか。

A14： 算数科における道徳教育との関連においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，算数科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要がある。

算数科の目標にもあるように，「児童が日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え，表現する能力を育てる」ことは，道徳的判断力の育成に資するものである。また，数理的にものごとを考えたり，処理したりすることを生活や学習に活用しようとする態度を育てることは，工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。この他にも，学び合いの中でよりよいものをつくったり正しいものをつくったりすることは，真理を追求することにもつながると考えられる。

【内容の取扱いについて】

Q15： 「必要な場面においてコンピュータを適切に活用する」とあるが，「必要な場面」とはどんな場面であるのか。

A15： 資料などの情報を分類整理したり，表やグラフを用いて表現したり，図形を動的に変化させたり，数理的な実験をしたりするなど，コンピュータのもつ機能を効果的に活用することによって，数量や図形についての感覚を豊かにしたり，表現する力を高めたりすることができる場面である。

「小学校学習指導要領 理科」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : P 6 1「第 1 目標」にある「実感を伴った理解」とは、具体的にはどういうことか。

A 1 : 次のような三つの側面から考えることができる。

具体的な体験を通して形づくられる理解（体得の理解）

児童が自らの諸感覚を働かせて、観察、実験などの具体的な体験を通して自然の事物・現象について調べることにより、実感を伴った理解を図ることができる。これは、自然に対する興味・関心を高めたり、適切な考察を行ったりする基盤となる。

主体的な問題解決を通して得られる理解（習得の理解）

自らの問題に支えられ、見通しをもって観察、実験を中心とした問題解決に取り組むことにより、一人一人の児童が自ら問題解決を行ったという実感を伴った理解を図ることができる。このことにより、理解がより確かなものになり、知識や技能の確実な習得に資することになる。

実際の自然や生活との関係への認識を含む理解（納得の理解）

理科の学習で学んだ事物・現象の性質や働き、規則性などが実際の自然の中で成り立っていることに気付いたり、生活の中で役立てられていることを確かめたりすることにより、実感を伴った理解を図ることができる。このことにより、理科を学ぶことの意義や有用性を実感し、理科を学ぶ意欲や科学への関心を高めることにもつながる。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : P 6 1「第 2 各学年の目標及び内容」では、全ての学年での「2 内容」において、主文は「～の考えをもつことができるようにする。」となっているが、従来の「もつようにする。」とどう違うのか。

A 2 : 「もつようにする。」から「～の考えをもつことができるようにする。」と、「考えをもつ」ことがより強調された表現とされたのは、学習の過程や結果から、児童が主体的に科学的な見方や考え方もつことができるようにとの期待からである。そこで、児童が主体的に取り組む問題解決の学習活動を一層充実していくことが求められる。

Q 3 : P 6 7「第 6 学年 1 目標」（1）の「推論」というのは、予想を立てる学習からどのように発展させるものなのか。また、現行の「関連付けながら調べる」とどう違うのか。

A 3 : 「推論」は、単に予想するだけでなく、根拠をもって予想することである。また、様々な事物の現象を関連させるだけでなく、未知の現象についても学んだことを生かして予想することである。

【内容・内容の取扱いについて】

Q 4 : 内容が A , B , C となっていたものが、今回の改訂で A , B となったのはどのような意図があるのか。

A 4 : 児童が自ら条件を制御して実験を行い、規則性を帰納したり、一定の視点を意識しながら自然を全体と部分で観察して、特徴を整理したりする学び方の特性とともに、中学校の「1分野」、 「2分野」との整合性も加味して、新たに「物質・エネルギー」「生命・地球」の二つの領域構成となった。

Q 5 : P 6 1の「物と重さ」（3年生）において、「かさ」という言葉はもう使わないのか。

A 5 : 算数科でも理科でも、授業ではすべて「体積」となる。

- Q 6 : P 6 1で、「風・ゴムの動き」(3年生)が位置付けられた意図は何か。そこでおもちゃづくりをしても理科的内容として許容されるか。
- A 6 : 生活科とのつながりを重視している。しかし、生活科との目的の違いを明確にする必要があり、おもちゃづくりを行うねらいが、理科的(原理や現象を理解することにつながるもの等)である必要がある。
- Q 7 : P 6 3「3 内容の取扱い」(2)イにおいて、従来「…夏生一年生の双子葉植物のみを…」であったものが「…夏生一年生の双子葉植物を…」のように、幅をもたせた記述になっている。指導者の裁量が大きくなったと考えてよいか。
- A 7 : いわゆる「はじめ規定」がなくなったことから、そのようにとらえることもできるが、「栽培が簡単で、身近に見られるもので、夏生一年生の双子葉植物」は、必ず扱わなくてはならない。また、複数の植物の体のつくりを比較して共通点を見つけるような場合には、「栽培が簡単で、身近に見られるもので、夏生一年生の双子葉植物」を必ず含めた上で、それ以外の植物を扱うこともできる。
- Q 8 : P 6 4(4年)において、従来は扱う乾電池の数が2個までとなっていたが、今回その記述がなくなっている。3個以上使ってもよいのか。
- A 8 : よい。ただし、児童にとっての負担過重や、安全面に配慮するなどの注意が必要になる。
- Q 9 : P 6 7「3 内容の取扱い」(3)で、「受精に至る過程は取り扱わないものとする。」とあるが、「受精」という言葉は取り上げて教えるのか。
- A 9 : 第5学年「動物の誕生」では「受精した卵の成長」を扱うが、教科書に「受精」という言葉も掲載されると考えられ、授業の中で扱うことが多いと思われる。学習にあたっては、体育や学級活動等の他教科等との関連を図りながら、指導内容が充実するよう考慮する。
- Q 10 : P 6 7「3 内容の取扱い」(2)アで、「でんぷんを扱うこと」となっているが、でんぷん以外のものを扱ってもよいか。また、でんぷん以外のものも扱わなければならないのか。
- A 10 : でんぷん以外を扱っても良いが、必ず扱う必要はない。でんぷんは、必ず扱うことが必要である。
- Q 11 : P 6 8の「電気の利用」(6年生)の指導においては、発電の現象や電池の仕組み等にも触れる必要があるか。また、電熱線が発熱する現象についてどこまで詳しく指導すればよいのか。
- A 11 : 発電の現象は扱うが、その原理や電池の仕組みまでを指導する必要はない。また、発熱については、電熱線の長さを一定にして太さを変えると発熱する程度が変わることをとらえるようにする。
- Q 12 : P 6 9「(3)生物と環境」で、「生物と環境とのかかわりについて考えをもつ」とはどういうことか。
- A 12 : 例えば、昆虫や魚などが水や空気を通して、環境とかがわって生きていることを想起するなど、生物と環境とのかかわりについて推論できるようになることなどが考えられる。
- Q 13 : P 6 9～70「3 内容の取扱い」の(4)アで、火成岩は全く扱わないのか。
- A 13 : 「土地のつくりと変化」では、土地は層をつくって広がっているものがあることや、地層は流れる水の働きや火山の噴火によってできるものがあることをとらえるようにする。したがって、岩石は礫岩、砂岩、泥岩を扱い、火成岩は扱わない。

Q14： 動物の飼育が鳥インフルエンザの発生により困難となり、開発により植物・昆虫の観察も益々困難になってきている今日、飼育や観察についてどのような手立てがあるか。

A14： 動物の飼育については、適切な飼育方法で積極的に行ってほしい。学校でビオトープを作成したり、メダカ等の魚類を飼育したりする取組が考えられる。植物については、校内の敷地内の花壇等を利用して授業に必要な物を日頃から計画的に育てておくことが考えられる。また、開発が進んだとはいえ、校外において生物等が採集できる場所は色々あるので、日頃から情報を集めておくことが大切である。

【指導計画の作成と内容の取扱い】

Q15： P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(1)にある「科学的な言葉」とは何か。

A15： 「科学的な言葉」とは、児童が自分の考えを科学的に説明しようとするときに使用される、簡潔で適切に表現された言葉といえる。例えば、第3学年「電気の通り道」において、「電気が流れる道」や「一つの輪」という日常的な言葉を使用することから、「回路」という言葉を使用していくことなどが考えられる。

Q16： P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(2)において、「科学的な言葉や概念を使用して…」とあるが、難解な語句を多く取り扱うことになるのか。また、「実感を伴った」理解と「科学的な言葉や概念」の両方を求めていくことは、要求水準が一気に高まったように感じるが、どう理解すればよいか。

A16： 科学的な言葉や概念を使用することは、難解な語句を多く取り扱うことではない。また、「実感を伴った理解」と「科学的な言葉や概念」とは、目的と手段の関係であり、要求水準が一気に高まったというわけではない。

Q17： P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(2)において、「科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したり…」とあるが、学年に応じて、どの実験でも行うと理解してよいか。また、押さえるべきキーワードとしての言葉はあるか。

A17： 科学的な言葉や概念を使用した学習活動は、科学的な思考力・表現力の育成を図るために一層の充実が求められる。授業の展開によっては科学的な言葉や概念を児童が使用しない場面も考えられる。科学的な言葉や概念を使用した学習活動は、実験後に考察する活動をはじめ、仮説・予想を立てる活動、実験方法を工夫する活動等、様々な場面での使用が考えられ、様々な学習活動において意欲的に取り入れていただきたい。

また、科学的な言葉にはどのようなものがあるかについては、小学校学習指導要領解説等に使用されている言葉を参考にして、適切な言葉を使用していただきたい。

Q18： P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1(4)で、「道徳の時間などとの関連を…理科の特質に応じて適切な指導をすること。」とある。理科の特質に応じるとは、どのようなことを指すのか。

A18： 例えば、栽培や飼育などの体験活動を通して自然を愛する心情を育てることで、生命を尊重し、自然環境を大切にすることを育成することが考えられる。また、科学的な見方や考え方を養うことを通して、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成を図ることなども考えられる。

Q19： P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)にある、「学習の成果と日常生活との関連を図る」とされたものにはどんな内容があるか。

A19： 例えば、第3学年で日光を当てるとものが温くなることの学習に関して太陽熱温水器を取り上げるとか、第4学年での天気学習における結露については、窓ガラスの内側の曇りを取り上げることなどが考えられる。その他、解説に具体例が多数あげられているので、参考にしていきたい。

Q20: P70「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(4)で、道徳の時間との関連を考慮することが新しく加わっているが、主として生命尊重との関連と捉えてよいか。

A20: 理科の学習は、児童が自然に親しむことから始まり、生命にかかわるものだけでなく、天体や環境など様々なものを対象とする。したがって、生命尊重だけでなく、理科で扱った内容の中で適切なものを道徳の時間と関連付けて指導を行う。

Q21: P140の表で、「(2)動物の誕生」に「イ 水中の小さな生物」が入ったが、ア、ウとどう関連づければよいか。

A21: 第5学年「動物の誕生」にイが追加されたことにより、ア「魚の発生」と関連付けて、魚の発生から成長までをとらえることができるように改められた。そして、ウで母体内での人の成長を扱うことにより、ア、イ、ウの全体を通して動物の発生や成長について見方や考え方もつことができるようにされた。

Q22: ものづくりが重視された理由は何か。図画工作や総合的な学習の時間との関連を図ってよいか。

A22: 実感を伴った理解をさせるため、また、近年子どもたちが実際にものを作るという経験が減少しているとの指摘等から、ものづくりが取り入れられた。図工や総合的な学習の時間との関連を図った指導が望まれるが、目的が異なるので注意が必要である。

Q23: 各学年の「3 内容の取扱い」で、ものづくりを「種類程度」が「種類以上」となったのはなぜか。現行以上の取組が望まれているのか。

A23: 今回の改訂では、実感を伴った理解がより重視されているが、ものづくりは理科を学ぶ意欲や科学への関心を高めるとともに、実感を伴った理解につながるものである。その重要性和確実な実施を求め、「程度」から「以上」の表現とされた。

Q24: 第5学年、第6学年で選択内容がなくなったのはなぜか。

A24: 義務教育段階であることから、全員が同一の内容を履修するように改められた。

Q25: 「物の運動」の「衝突」が中学校へ移行したのはなぜか。

A25: 第5学年の「衝突」は、現行の中学校学習指導要領では「力学的エネルギー」の見方として扱われている。今回の改訂では、小学校・中学校の内容の系統性から、「衝突」は中学校に移行し、統合することとした。

Q26: 「環境」に関する内容は第3学年にのみ入っているが、他学年では系統的に扱わないのか。

A26: 第6学年に「生物と環境」の単元がある。さらに、各学年のどの単元でも環境とのつながりがあり、そのことを踏まえながら指導することとなる。

【補助教材・備品について】

Q27: 指導のために新しい備品が必要になるが、購入等はきちんとできるか。

A27: 教材の整備は市町村教育委員会と相談して進めていただくことになる。(社)日本理科教育振興協会や各業者からも必要な教材・備品等の一覧等が出ているので、参考にしていきたい。

(例) 社団法人日本理科教育振興会リーフレット

http://www.japse.or.jp/pdf/study_revision.pdf

Q28: 第5学年、第6学年の理科は平成21年度と平成22年度の内容が少しずつ異なっているが、教科書は変わるのか。

A28: 教科書は、移行期間中は変わらず、平成23年度に新しくなる。補助教材については、文部科学省の責任の下で教科書会社が作成し、平成21年度用については、電子データ(CD-ROM)で今年度2月下旬に、補助教材本体は3月末に配付予定である。平成22年度用については平成21年度中に配付予定である。

Q29： 移行期間中の補助教材に付随する指導書はあるか。

A29： 補助教材に付随する指導書は教科書会社が独自に作成する。購入については各市町村教育委員会や各学校で判断することになる。

【複式学級関係】

Q30： A領域・B領域で系統性を考えた学習内容になっているが、複式カリキュラムでは隔年の取組になってしまう。どのように取り組むべきか。

A30： 複式学級を有する学校については、次の3点について配慮が必要である。

授業時数について

複式学級では、標準授業時数を踏まえつつ、学校や地域の実態を考慮し、授業時数を定めることになる。その際、各学年の授業時数を大幅に増やしたり、大幅に減らしたりすることは好ましくない。具体的には、年間指導計画を作成し、その内容を踏まえながら授業時数を検討することとなる。「A・B年度方式」で行う場合、90時間の第3学年と105時間の第4学年は、2学年合計で195時間を実施することが必要となる。

内容の系統性を考慮すること

今回の改訂では、科学の基本的な見方や概念を柱として内容の系統性をもたせてある。例えば、「電気」は第3～6学年のすべての学年で実施される。第3学年では電気を通すつなぎ方を学習し、第4学年では乾電池の数とつなぎ方を学習する。したがって、系統性のある第3学年と第4学年の「電気」は同じ年度で学習することが適している。系統性を考慮するものとしては、例えば以下の内容がある。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・3年： 電気の通り道 | ・4年： 電気の働き |
| ・3年： 太陽と地面の様子 | ・4年： 天気の様子 |
| ・5年： 電流の働き | ・6年： 電気の利用 |
| ・5年： 物の溶け方 | ・6年： 水溶液の性質 |
| ・5年： 流水の働き | ・6年： 土地のつくりと変化 など |

第4学年と第6学年において、「追加して指導する内容」「学年を移行して指導する内容」は、必ず実施しておかなければならないこと

学習指導要領のP142の表の「現行課程」欄に「(1)人の体のつくりと働き」がある。例えば今年度、第5学年の内容としてこの内容を学習していた場合、来年度はこの内容を学習しない年度に当たる。しかし、「人の体のつくりと働き」には追加して指導する内容があるので、来年度「人の体のつくりと働き」の中の「エ 主な臓器の存在」は学習しなければならないこととなる。

したがって、複式学級を有する学校においては、年度ごとに指導しなければならない内容を確認しながら、未履修がないように年間指導計画を作成する必要がある。

Q31： 複式でA・B年度2年分が移行期に該当しない学年の学習内容は、その学年のみ別に時間を増やして指導するのか。

A31： 複式学級では、移行期において追加、移行された内容の実施について、計画的に行う必要がある。特に第4学年と第6学年は、該当学年で、その年度に確実に実施されなければならない。該当学年のみ実施するのか、A・B年度年間指導計画と照らし合わせ異学年とともに実施が可能なのか、学校の実態により判断して実施することとなる。

Q32： 複式学級第6学年の場合、平成21年度(B年度)は当該年度の学習内容に加えて新しい内容まで実施することになるが、時数が示されているものより増加することになりはしないのか(また、A年度の第6学年の内容も含まれてくると考えられるので、増加量が児童にとって負担過重になる)。

A32： 各学校で創意工夫して、児童の負担過重にならないように計画する必要がある。

「小学校学習指導要領 生活」に関わる Q & A

【改訂の趣旨，目標について】

Q 1 : 改訂の趣旨において，「気付きの質を高める」ということが述べられているが，「気付きの質を高める」とはどういうことか。

A 1 : 生活科においては，新設当時から気付きを大切にしてきた。子どもは，活動や体験を通して様々な気付きをもつ。しかし，そのままではせっかくの気付きが意識化されない。気付きの質を高めるためには，絵や言葉で表現することによってその気付きを自分自身で自覚できるようにすることや，伝え合う活動によってお互いの気付きをもとに関連を考える場をもつことなどが大切である。目標や内容の中にも，気付きの質を高めていくための手立てとして，表現活動などの重要性について述べているので，参考にしていきたい。

Q 2 : 学年の目標（3）が新設されたが，その意図を教えてほしい。また評価の観点はどうすればよいのか。

A 2 : 目標（3）は，目標（1）（2）のどちらとも深くかかわり合っており，従前から重視していたところである。今回の改訂で，自分を見つめ，自分のよさや可能性に気付き，自分の成長について一人一人の認識を深めることがさらに重視されたことから，目標（3）として掲げ，明確化することになった。評価については，新しい学習指導要録の様式は示されていないので，変更がない限り，従前どおりの観点で行うことになる。

Q 3 : 新設された学年の目標（3）において，「身近な人々，社会及び自然とのかかわりを深める」とあるが，これは今まで以上に体験的な学習の時間を増やすということなのか。

A 3 : 目標（3）は，目標（1）（2）のどちらとも深くかかわり合っており，「身近な人々，社会及び自然とのかかわりを深める」とは，目標（1）（2）にかかわる学習を行う中で子どもがそのかかわりを深めていくことである。改善の基本方針でも，気付きの質を高め，活動や体験を一層充実させるための学習活動を重視することが述べられている。これまで体験や活動が十分行われてこなかった学校においては，まず活動や体験の時間を十分確保することが大切である。活動や体験の時間が十分に確保されている学校においては，活動や体験の質を高めていくことが求められる。

Q 4 : 学年の目標（3）において，「自分のよさや可能性に気付く」とあるが，これはどのような意味か。

A 4 : 例えば，「毎日アサガオのお世話をしたので，アサガオが大きくなりました。アサガオと一緒にわたしも大きくなりました」という児童の声からは，自分自身の体の成長だけでなく，アサガオの世話を毎日休まずに続けることができた自分自身の心の成長にも気付く姿を見取ることができる。このように，生活科では，働きかける対象としての身近な人々や社会，自然への気付きだけでなく，一人一人が以前の自分より向上し，成長したことに気付くことが大切である。

Q 5 : 学年の目標（3）において，「意欲と自信をもって生活できるようにする」とあるが，これはどのような意味か。

A 5 : 子どもは，学習活動を行う中で，人や社会，自然とのかかわりを深め，それらの特徴や性質などに気付くとともに，心身の成長，自分らしさなどのよさや可能性にも気付いていく。子どもは，それらを自覚することで，更なる自分自身の成長に期待を持ち，将来の夢を膨らませることになる。それが，意欲と自信をもって日々生活することにつながっていくと考える。

Q 6 : 目標(4)において「気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの方法により表現し、考えることができるようにする」とあるが、具体的にはどのような活動になるのか。

A 6 : 直接体験を重視した学習では、その活動について他者と交流して認め合ったり、振り返ってとらえ直したりすることなども必要である。活動の感想を交流すること、振り返りカードにまとめること、見つけたことを実演して伝えるなど、さまざまな方法が考えられるが、言葉、絵、動作、劇化などの表現活動は、子どもが生み出した気付きを自覚することにつなげるための大切な活動である。さらに、こうした表現活動は、気付いたことを基に考え、新たな気付きを生み出し、気付きの質を高めしていくことにもなる。表現と思考を一体のものとしてとらえることが大切である。

【内容について】

Q 7 : 内容の(6)において「身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付き、みんなで遊びを楽しむことができるようにする」とあるが、理科との接続という観点から、遊びの楽しさに趣を置きつつ、その面白さや自然の不思議さに気付くようにするためにはどのような手立てが考えられるか。

A 7 : 遊びの面白さとは、「遊びに浸り没頭する遊び自体の面白さ」、「遊びを工夫し遊ぶ楽しさを創り出す面白さ」、「友達と一緒に遊ぶことの面白さ」などである。自然の不思議さとは、「自分の見通しと事実が異なった時に生まれる疑問など」、「目に見えないものはたらきが見えてくること」、「自然の事物や現象がもつ形や色、光や音などの自然現象そのものが児童に与える不思議さ」などである。ルールを変えて遊びをより楽しいものにしていく、遊びに使うものを作り直すことでより楽しい遊びにしていくなど、子どもが試行錯誤しながら繰り返し活動し、遊びをより楽しいものにしていく中で、自然の不思議さにも気付くような手立てが求められている。

砂浜で遊べば子どもたちは、山をつくったり、池を掘ったりする。水を引いて川にしたりもする。また、近くにある石や貝殻、流木などで別の遊びを考えたりもする。その中で、砂や石などの特徴などに気付いたり、友達と一緒にあそぶ面白さを感じたりする。このように子どもが直接自然に触れ、豊かな遊びが展開できるような身近な環境を探し、その中で活動させることも手立ての一つである。

また、栽培したアサガオの花を使っての色水づくりから遊びを発展させる、ドングリやススキ、オナモミなど秋の自然物を使ってゲームをつくる、動くおもちゃを作って遊ぶ、風を使って遊ぶなどの遊びも考えられる。これらは、子どもが試行錯誤しながら遊ぶものを工夫して作っていく中で、自然の不思議さに気付くことができる活動を想定したものである。ここでは、全員に同じものを作らせたりするのではなく、一人一人の思いや願いを生かして学習を展開することが大切である。

繰り返し自然事象とかかわったり、試行錯誤して何度も挑戦することは、事象を注意深く見つめたり予想を確かめたりするなどの科学的な見方や考え方の基礎を養うことになるとともに、子どもたちの気付きの質を高めることにもなる。このように教師は、学習環境を整え、子どもが再試行したり繰り返したりすることができる学習活動を用意していくことが大切である。

Q 8 : 内容(7)の「動物を継続的に飼育する」とあるが、どのような動物を、どれぐらいの期間飼えばよいのか。

A 8 : 動物の種類や飼育期間などについては決められたものはない。飼育する動物は、ほ乳類や鳥類には限らない。各学校が地域や児童の実態に応じて、次のような点を考慮しながら適切なものを取り上げることになる。

身近な環境に生息しているもの

児童が安心してかかわることができるもの

えさやりや掃除など児童の手で管理ができるもの

動物の成長の様子や特徴がとらえやすいもの

児童の夢が広がり多様な活動が生まれるもの など

なお、飼育の期間についても明確には示されていないが、一時的な飼育ではなく、季節を越えた飼育活動で成長を見守るなど、ある程度の期間継続的に飼育することが大切である。

Q 9 : 内容(8)が新設された意図を教えてください。

A 9 : 生活科においては、具体的な活動や体験を重視しており、今後も活動や体験の重要性は変わらない。しかし、活動や体験をその場限りに終わらせるのではなく、一層の充実を図る観点から、言葉などを中心としたコミュニケーション活動を通して、体験したことを他者と情報交換することを目指し、内容(8)が新設された。言葉などを使った言語活動は、思考を促し、他者とのコミュニケーションを成立させ、情緒を安定させることにつながる。その中でも、特に、言語活動によって他者と交流して認め合ったり、振り返りとらえなおしたりすることが重要である。なお、この内容は、他のすべての内容との関連を図り、単元を構成していくことが重要である。

Q 10 : 内容(8)では、「身近な人々と伝え合う活動を行い」となっているが、「身近な人々」とはどのような範囲を考えればよいか。

A 10 : 子どもにとって一番身近な存在は友達である。学級での友達との学習活動を積み重ねながら、学校から地域へとかかわる対象を広げていくことになる。内容の取扱いについての配慮事項(3)には、「身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること」と述べられている。「身近な人々」とは、生活科の学習をとおしてかかわる学級の友達、他の学級や学年の児童、教職員、保護者、地域の人々等が考えられる。

Q 11 : 内容(8)の「自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い」の中の「伝え合う活動」とは、どのような活動か。

A 11 : A 9で述べたように、内容(8)では、言葉などを中心としたコミュニケーション活動を通して、体験したことを他者と情報交換することを目指している。したがって、直接話しかけることなど、言葉による伝え合う活動を重視している。現行の学習指導要領では、指導計画作成上の配慮事項(2)に「必要に応じて手紙や電話を用い伝え合う活動についても工夫すること」と述べられている。今回の学習指導要領では、この記述は削除されているが、これは、内容(8)が新設されたためである。内容(8)でも、話したり書いたりする言語活動以外にも、必要に応じて、絵や身体表現、手紙や電話、ファックスなど多様な手段を活用できるようにすることが大切である。

【指導計画の作成について】

Q12: 指導計画作成上の配慮事項(3)で「特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること」とあるが、どのように配慮すればよいのか。

A12: 学習指導要領第1章総則の第4の1の(4)でも、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるためには、合科的・関連的な指導を進めることが示されている。

特に入学当初の時期は、学校を探検するなどの生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図工科などの内容を合科的に扱い、大きな単元を構成することが有効だと考えられる。小学校生活に慣れていくこの時期に、ゆったりとした時間の中で思いや願いの実現に向けた活動に取り組むことができるようにすることは、総合的に学ぶ幼児教育の成果を小学校教育に生かすことになり、小1プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適応を進めることになるものと期待されている。

Q13: 指導計画作成上の配慮事項(4)で「道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導を行う」とあるが、どのように配慮すればよいのか。

A13: 自然に親しみ、生命を大切にするなど自然とのかかわりに関心をもつこと、自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせること、生活上のきまり、言葉遣い、振る舞いなど生活上必要な習慣を身に付け、自立への基礎を養うことなど、いずれも道徳教育と密接な関連をもっている。道徳の時間との関連については、生活科で扱った内容や教材の中で適切なものを道徳の時間に活用することや、反対に道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を扱う場合もある。それぞれの特質に応じた指導にしていくためにも、年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連や指導内容や時期等に配慮することが大切である。

【内容の取扱いについて】

Q14: 内容の取扱いについての配慮事項(2)で「見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を工夫すること」とあるが、具体的にはどうすればよいのか。

A14: 配慮事項(2)の前半には、「具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えさせるため」と記述されている。この配慮事項(2)は、気付きの質を高めるという生活科の課題にこたえるために設けられたものである。子どもたちが活動や体験を通して得た気付きを、その子が自覚したり、お互いの気付きを関連付けて自分の気付きを質的に高めていくためには、子どもたちが気付きを比較したり、分類したり、関連付けたりして考えていく場が必要である。「見付ける、比べる、たとえるなど」というのは、子どもが思考した場合にどのような活動を行っているのかを例示的に示したものであるので、この3つに限られるというものではない。

例えば、大豆の栽培活動を振り返る場面で、ある子の「大豆はさやの中でおへそとおへそがくっついていて、おへそから栄養をもらっているんだって」という発言を受けて、「大豆の親は枝で、大豆がその子どもだね」「へえ、なんか人間みたいだね」といった発言が見られた事例がある。ここでは、子どもたちは、大豆を人間にたとえて考え、実感的にとらえている。「たとえる」というのは、このような学習活動をイメージしたものである。内容(6)では、「くらべる」「繰り返す」「試す」などの活動が例示されている。

Q15: 内容の取扱いについての配慮事項(3)で「身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒」を取り上げた意図は何か。

A15: A10で述べたように、様々な人々と触れ合うことができるようにすることが大切である。「身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒など」とあるが、これは多様な人々の例として示されたもので、これらの人たちとの交流活動だけに限って単元を構成することを求めているものではない。

Q16： 「生活上必要な習慣や技能の指導」に関してコンピュータ使用の時間を設けることや、目標（3）にもある自分のよさや可能性に気付く学習においてソーシャルスキルトレーニングを行うことは適切なのか。

A16： 配慮事項（4）では、「生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身にかかわる学習活動の展開に即して行うようにすること」とされている。コンピュータの活用技能を習得することを目的とした学習は想定されていない。

また、目標の部分的な言葉を取り上げ、その目的だけの学習活動としてソーシャルスキルトレーニングを行うことも適切ではない。学年の目標を受けて、内容が設定されているので、それぞれの内容の趣旨にそった学習活動を展開する中で、具体的な場面でその必要に応じて適切に指導することが大切である。

【その他】

Q17： 「幼児教育との連携」を意識して、系統性を考えた単元を設定することは必要か。

A17： 「小学校の生活科でこのような学習をするので、そのために保育所や幼稚園でこんな活動をしてください。」というように、小学校の生活科のために保育所や幼稚園の活動を行うことは考えていない。保育所や幼稚園と小学校では、教育課程の考え方が違うことをしっかり認識しておくことが大切である。

「幼児教育との連携」については、まず、A12で述べたように幼児教育から小学校への円滑な接続を図るための取組を行うことがあげられる。また、児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に活動を行うことなどに配慮することや、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を深めたりすることがあげられる。相互の交流を通して、子どもたちが保育所や幼稚園でどのような体験や活動を行ってきたかを把握した上で生活科の学習を構想していくことは大切なことである。

「小学校学習指導要領 音楽」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 現行の学習指導要領においては、表現の能力について学年別に、低学年では「リズム」、中学
年では「旋律」、高学年では「音の重なりと和声の響き」の指導の重点が示されているが、新
学習指導要領では全学年で「基礎的な表現の能力」に統一しているのはなぜか。

A 1 : 新学習指導要領において、学年別の指導の重点を示していないのは、新設された〔共通事項〕
において明記されているからである。

Q 2 : 「基礎的な鑑賞の能力」とはどのような能力のことか。また、これまで高学年に表記されてい
た「味わって聴く」が低・中学年にも表記されたのはなぜか。

A 2 : 新学習指導要領では、「育て」、「伸ばし」、「高め」と学年差をもたせながらも「音楽を味
わって聴くようにする」と示している。これは、例えば低学年においても身体表現を伴った指
導方法を工夫することによって、音楽全体を味わうことは可能であるということの意味してい
る。そのためには、子どもが気付いたり感じたりしていることを、まずは指導者自身が感じ取
ることが大切である。

【各学年の目標及び内容について】

<全学年共通>

Q 3 : A表現(1)イの指導事項において、低学年では「思いをもって……」、中・高学年では「思
いや意図をもって」と示されているが、具体的にどういうことか。

A 3 : 低学年の「思いをもって歌うこと」とは、表現に対する自分の考えや願いをもって歌うこと、
中・高学年の「思いや意図をもって歌うこと」とは、表現に対する自分の明確な考えや願い、
意図をもって歌うことを意味している。

いずれにおいても、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新し
い歌唱の表現をつくりだすことにつなげていくことが大切である。

Q 4 : 「思いや意図をもって」について、その評価はどのようにしたらよいか。

A 4 : 評価については、今後、文部科学省から示される予定である。

Q 5 : 先行実施期間における共通歌唱教材の取扱いについては、学校裁量でよいか。

A 5 : 学習指導要領において示しているとおり、来年度から2年間の先行実施期間において必ず実施
しなければならない。

Q 6 : 音楽づくりの趣旨を生かした学習指導のあり方について教えてほしい。

A 6 : 音楽づくりは、児童が自らの感性や創造性を働かせながら自分にとって価値のある音や音楽を
つくる活動であり、児童が様々な音に対して新鮮な気持ちをもってかかわり、音の面白さに気
付いたりその響きや組合せを楽しんだりしながら、様々な発想をもって音遊びをしたり即興的
に表現したりする能力や音を音楽へと構成していく能力を高めていく活動である。

具体的な指導については、解説において具体例を示しているので参照していただきたい。

なお、いずれの学年においても、〔共通事項〕との関連を十分に図りながら活動を進めていく
ことが大切である。

Q 7 : 音楽づくりにおいて、「音を音楽にしていく」とは具体的にどういうことか。また具体的な活
動例を示してほしい。

A 7 : 「音を音楽にしていく」とは、音楽の仕組みを手掛かりとして、それぞれの音を関連付け、楽
しみながら一つのまとまりを形づくるようにしていくことである。

具体的な活動の例については、解説において具体例が示されているので参照していただきたい。

Q 8 : 音楽づくりにおいて、「音楽の仕組みを生かす」とは具体的にはどういうことか。

A 8 : 「音楽の仕組み」については、〔共通事項〕アの(イ)で示していることである。サウンドスケープなど児童が見付けた様々な音を用いて、自ら音に働きかけながら見通しをもって音楽をつくっていくことが求められている。その活動の筋道をつけていくための拠り所となるものが「音楽の仕組み」である。

Q 9 : 今回示された「音楽づくり」の活動において、大切にされていることはどんなことか。

A 9 : 今回の改訂において大切にされていることは、「音楽をつくる過程を大切にすること」である。具体的には、子どもが音楽をつくっている時の発想やその姿のことである。子どもが音楽づくりの活動を進めていく際に、イメージがある程度固まった作品をつくっているのであれば、音楽づくりは成立していると考えられる。

なお、活動内容を精選していくことも大切であるが、新学習指導要領で示された「音楽づくり」では、表現することまでは求めていない。いずれの学年においても、〔共通事項〕との関連を十分に図りながら活動を進めていくことが必要である。

Q 10 : 新設された〔共通事項〕は、どのように取り扱うのか。また、年間指導計画等に明記する必要があるのか。

A 10 : 今回の改訂で新設された〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の支えとなるものであり、それぞれの活動を通して指導することが求められている。

ただし、〔共通事項〕だけを取り出して指導していくものではない。指導計画の作成に当たっては、〔共通事項〕は表現及び鑑賞のすべての活動において共通に必要な指導内容を示していることを踏まえ、表現及び鑑賞の各活動の中に位置付け、指導の関連を図ることが大切である。

<第1学年及び第2学年>

Q 11 : 第1学年及び第2学年の目標の「楽しく音楽にかかわり」とは、具体的にはどういうことか。

A 11 : 低学年の児童の実態として、友達の歌を聴いて一緒に歌い出したり、音楽に合わせて体を揺らしたり、身の回りの音に興味をもって何度も繰り返し鳴らそうとしたり、遊びに没頭する中で、体の動きに合わせて即興的な旋律を口ずさもうとしたりする姿が見られる。

「楽しく音楽にかかわり」とは、このような発達の段階を生かして、音楽に対する興味や関心を育てるような指導を工夫していくことである。

Q 12 : 第1学年及び第2学年の音楽づくりにおいて、「音楽の仕組みを生かし、思いをもって簡単な音楽をつくること」と示されているが、どんな指導を行えばよいのか。

A 12 : ここでいう「思いをもって」とは、「こんな音を出してみたい」など、音楽をつくることに対する考えや願いをもつことである。

指導に当たっては、児童が見付けたいろいろな音を用いるなど、自ら音に働きかけて音を音楽にしていく過程を楽しんでいけるような活動を設定していくことが必要である。なお、その際に、教師は児童の感じ方や表現のよさを積極的に認めていくことが大切となる。

Q 13 : 第1学年及び第2学年の鑑賞の活動において、「音楽を形づくっている要素のかかわり合い」を、どのように捉えたらよいのか。

A 13 : 「音楽を形づくっている要素」がかかわり合って楽曲が構造化されているということを前提にすると、低学年では、「音楽を形づくっている要素」に関心をもち、注意深く集中して聴く習慣を身に付け、音楽を聴く楽しさを味わうようにすることが求められる。

具体例としては、リズムや旋律の「反復、問いと答え」のように掛け合ったりするなど、「音楽を形づくっている要素」がかかわり合っていると感じ取る活動が考えられる。その際の留意点として、子どもの気づきを大切にしていくと同時に、子どもの意見を板書してまとめるなど、音楽的な感受を大切にしたい取組を展開していくことが大切である。

Q14：〔共通事項〕のア(イ)「音楽の仕組み」について、低学年での指導事項に『反復、問いと答え』が示されているが、具体的にどのようなことか。

A14：「反復」とは、リズムや旋律など連続して繰り返される反復、音楽のいくつかの場所で合間をおいて繰り返される反復、A - B - Aの三部形式に見られる再現による反復のことである。

「問いと答え」とは、ある音やフレーズ、旋律に対して、一方の音やフレーズ、旋律が互いに呼応する関係にあるものを指している。

具体的な指導例については、解説P34を参照していただきたい。

<第5学年及び第6学年>

Q15：先行実施期間において、第5学年及び第6学年の歌唱共通教材は、4曲中3曲を選択して指導するという理解でよいのか。

A15：今回の改訂では、質的にも量的にも、日本の心を伝えていく音楽を後世につなげていくという趣旨のもと、各学年において1曲ずつ歌唱表現教材が増えている。

第5学年及び第6学年においては、それぞれの学年において示している共通教材の4曲中3曲を選択して指導することになる。

Q16：〔共通事項〕のア(イ)「音楽の仕組み」について、高学年での指導事項に『音楽の縦と横の関係』が示されているが、具体的にはどういうことか。

A16：「縦」とは、中学年の〔共通事項〕で示されている「音の重なり」のことであり、「横」とは、「音楽における時間的な流れ」のことである。この縦と横の織りなす関係を示しており、このことは、中学校で学習する「テクスチュア」につながるものである。

Q17：名称または指導事項が新しく示された「音楽づくり」について、高学年では何時間程度実施したらよいか。

A17：高学年の授業時数は、現行どおり年間50時間であり、学習指導要領には、「音楽づくり」の活動時間についての時数等は明記されていない。各小学校や児童の実態に合わせて適切に設定されることが必要である。

【指導計画の作成について】

Q18：1(4)において、「特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること」と示されているが、具体的にはどのようなことを意味しているのか。

A18：新しく示した「特に第1学年においては、幼稚園教育～」については、幼稚園での表現活動との関連を大切にしてほしいという意図がある。解説P69の「幼児期は体験活動が中心の時期であり、～」の部分に発達の特徴について示しているので参照していただきたい。

「幼稚園教育のために小学校の音楽科」があるという捉えではなく、互いに補完し合いながら連続性をもっていくことが大切である。

Q19：音楽科における道徳教育との関連について教えていただきたい。

A19：『音楽による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。』（解説P70）からも分かるように、音楽科（豊かな情操）と道徳（人間の豊かな感情や人を思いやる気持ち）は関連する部分が多く、お互いに高め合うものとして捉えることが大切であることを示している。

音楽科の指導においては、ただ単に歌詞の読み取りをして歌唱に生かすだけでなく、歌われている心情をより深く掘り下げていくことで、子どもたちがその歌のよさを感じ、子どもたちの内面に道徳的感情や道徳的規範意識が培われていくような指導を工夫していく必要がある。

【内容の取扱いについて】

Q20: 「相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること」とは、全学年において実施しなければならないか。

A20: 「相対的な音程感覚を育てる」とは、音程の感覚を相対的に感じ取る力（音同士の距離感）を育てることである。それを移動ド唱法である「階名唱」を通して身につけさせることを意図としている。

「適宜」とは、「適切な時期に」または、「適切なところで」という意味をもつことから、学年を問わず全学年において実施されることが求められる。

Q21: 低学年の「階名唱」はどのくらいまで、できればよいのか。

A21: 学習指導要領では、「低学年の階名唱がここまでできていなければならない」という具体的な基準は示していない。各学校の実態に応じて、適宜、指導することが望まれる。

Q22: 「変声期の児童に対して適切に配慮すること」とあるが、指導する際の留意点について説明してほしい。

A22: この事項は、子どもたちの成長が著しく伸びている実態から、変声期に対応した項目を設ける必要があると判断されて示されたものである。

具体的な指導については、児童が安心して歌えるように配慮しながら、変声期以前から「曲想に自然で、声帯に無理のない響きのある歌い方」を指導することによって、自分の歌声に関心をもちながら、よりよい響きを感じ取った歌い方を身に付けるようにすることをねらいとしている。

Q23: 低学年において、和楽器を取り扱う学習をすることは可能か。

A23: 可能である。しかし、低学年の発達の段階を考慮した上で技能的に無理がないことや、明確なねらいをもって指導することが大切である。

Q24: (4)イについて、第1学年及び第2学年の「身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなど……」の「など」にリコーダーを含めてもよいか。

A24: Q23と同様に、児童が演奏するときに技能的に無理がないことや、学校や児童の実態に応じて楽器を選択する必要がある。

Q25: (5)アの「音楽づくりのための様々な発想ができるように指導する」ための具体的な指導方法について例示してほしい。

A25: 「発想」とは、「これらの音をこうしたら音楽になるかな」という自分の新しい考えをもつことである。音楽づくりの活動を進めていく中で、音や音楽だけではなく、言葉や体の動きによる発想を大切にして、児童一人一人の発想のよさを認め、それらを共有するような活動を展開していくことが求められる。

Q26: (6)に示されている〔共通事項〕イを取扱う際の留意点について教えてほしい。

A26: 実際の指導に当たっては、単にその名称やその意味を知るだけでなく、表現及び鑑賞の様々な活動の中で、その意味や働きを理解したり表現及び鑑賞の各活動に用いたりするようにすることが重要である。

また、6年間を通した継続的な指導計画に沿って学習を進める中で、音楽活動を通して徐々に身に付けていくようにすることが大切である。

Q27: (6)に示されている〔共通事項〕について、現行のものより6種類増えているのは、どういったねらいがあるのか。

A27: 新たに位置付けられた歌唱共通教材に含まれているものを追加している。また、学校現場で用いられている教材の実態を考慮したとき、共通して指導することが必要と判断されるものについても同様に追加している。

- Q28： (6)「児童の学習状況を考慮して……」とは、実際どのように取り扱ったらよいか。
- A28： この事項については特に配当学年を示していない。しかし、中学年から記号を教えている実態があり、同じ記号でも中学年と高学年で習得する内容には高まりが見られると考えられる。
- 継続的な指導を行っていくためには、6年間の系統性を意識することが大切である。指導計画の作成に当たっては、各領域の指導項目と〔共通事項〕で示しているア、イとの関連を図り、年間を通して継続的にこれらを取り扱うように工夫していくことが必要である。
- Q29： 鑑賞の指導では、全学年において「想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして…」と示されている。言語活動と鑑賞の指導との結びつきについて教えてほしい。
- A29： 言語活動の充実について、小学校音楽科では、全学年を通じてB鑑賞(1)ウの項目に対応している。
- 実際の指導に当たっては、音楽科のねらいを達成するための手段または方法であることを認識しておくことが必要である。
- Q30： 低学年における鑑賞の指導において、「想像したことや感じ取ったことを言葉で表す」とは主に児童の発言によるものでよいか。
- A30： 低学年では、児童が音楽を聴くことに親しみをもつようにすることが求められている。
- 音楽を聴いて想像したことや感じ取ったことを教師や友達などの身近な相手に伝えようとする気持ちを育てることが必要となってくる。
- 具体的な指導については、教師が「楽曲のどこからそのように感じたのか」などと問いかけることによって、子どもが想像したことや感じ取ったことを言葉で表していく場を設定していくことが大切である。また、子どもの発言を教師が板書等でまとめていくことは、子どもたちの思考を整理し、授業の活性化につながるため意識的に取り組んでいくことが必要である。

【授業時数について】

- Q31： 新学習指導要領においても現行と同様の授業時数が示されたが、指導内容は増えている。授業時数と指導方法の関連について教えていただきたい。
- A31： 現行の学習指導要領に比べて、新学習指導要領では若干の内容が増えている。しかし大幅な改訂は行われておらず、むしろ内容を整理したことによって今まで取り組んできたことが新たに指導項目として明示されている。また、解説では、具体の活動例が多く示してあり、分かりやすい内容になっている。
- 授業時数についての増減はなかったが、上述のことからも、題材構成の見直し等を含め、平成23年度の完全実施に向けて、指導者の創意工夫による指導計画の練り直しが求められる。

「小学校学習指導要領 図画工作」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 「感性を働かせながら」という言葉が新たに加えられているが、この「感性」とはどのようなことか。また、「感性を働かせながら」とはどのようなことか。

A 1 : 「感性」とは、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性をはぐくむものである。また、「感性を働かせながら」とは、児童の感覚や感じ方、表現の思いなど、自分の感性を十分に働かせることを示せることである。

Q 2 : 「感性」について、発達の段階を考慮したねらい的なものがあるのか。

A 2 : 第 1 学年及び第 2 学年の目標では、低学年の学習活動に感覚的、一体的な特徴があることを示している。第 3 学年及び第 4 学年の目標では、自分という意識が明確になり、友人などとかかわりながら学習することを示している。第 5 学年及び第 6 学年の目標では、社会的な文脈を学習に取り入れながら学習することなどを示している。このような発達の特性を押さえた上で、子どもの「感性」が十分に働くように年間指導計画や学習指導案などを考える必要がある。

Q 3 : 「感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにする」とは、具体的な指導の中でどのようなことを大切にしたらよいのか。

A 3 : 感性を働かせながら作品などをつくったり見たりすることそのものが喜びであり、楽しいことを示している。それは、児童の欲求を満たすとともに、自分の存在を感じつつ、新しいものや未知の世界に向かう楽しさにつながる。また、友人や身近な社会とのかかわりによって、一層満足できるものになる。このようにして得られた喜びや楽しさは、形や色などに対する好奇心、材料や用具に対する関心やつくりだす活動に向かう意欲などの造形への関心や意欲、態度を支えるものである。

Q 4 : 鑑賞教育の充実があげられているが、その意図は何か。

A 4 : よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、自分の思いを語る、友達と共に考える、感じたことを確かめるなどを通して、自分自身で意味を読み取り、よさや美しさなどを判断する活動の充実を図るためである。

Q 5 : 「基礎的な能力を育て」から「基礎的な能力を培い」になったのはなぜか。

A 5 : 児童が表現及び鑑賞の活動を通して、その能力を自ら伸ばしていくことを明確にするためである。

【各学年の目標及び内容について】

Q 6 : 第 5 学年及び第 6 学年の目標 (1) 「創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てる」とあるが、「創造的に鑑賞する」とは、具体的にどのような姿を指すのか。

A 6 : 「創造的に鑑賞する」とは、周囲とのかかわりの中で自分らしい活動を充実することが意欲的に鑑賞する態度をはぐくむことを示している。また、児童は鑑賞の活動を通して、よさや美しさを感じ取ったり、表現の特徴や表し方の変化などをとらえたりする。そこから、自分の表現を振り返って表し方を工夫したり、社会や文化とのかかわりを考えたりする活動を展開することになる。

Q 7 : 現行の学習指導要領で、重要とされた内容の取扱いでの「児童が自分に適した表現方法などを選ぶことができるようにすること」という表現が削除されたのはなぜか。また、「地域の身近にある材料などを取り上げるようにすること」の表現が削除されたのはなぜか。

A 7 : 表現としては削除されているが、今回の改訂の趣旨でもこれらのことは重要とされている内容であるので、引き続いて指導していただきたい。具体的には、内容の取扱いの中にある「学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにする」とは、表現や鑑賞を幅広くとらえ、児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料（地域の身近にある材料も含む）、用具などを選ぶことができるようにすることを示している。

Q 8 : 今回の改訂で新設された〔共通事項〕は、どのように取り扱えばよいのか。

A 8 : 表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示されている。指導において、自分の感覚や活動を通して形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるようにする。また、〔共通事項〕そのものだけを取り出して指導するものではない。

Q 9 : 〔共通事項〕の「自分の感覚や活動を通して形や色などをとらえる」とはどういうことか。また、「自分のイメージをもつ」とは、どういうことか。

A 9 : 「自分の感覚や活動」とは、視覚や触覚などの感覚、持ち上げたり動かしたりする行為や活動などのことであり、児童自身の主体性や能動性を示している。

「形や色など」とは、形や色、線や面、動きや奥行きなどの対象の特徴のことである。「自分のイメージ」とは、児童が心の中につくりだす像や全体的な感じ、または、心に思い浮かべる情景や姿などのことである。従って、形や色、イメージなどは、表現及び鑑賞の活動で発想や構想、創造的な技能、鑑賞などの能力を働かせる際の具体的な手がかりになる。

Q 10 : 第 5 学年及び第 6 学年〔共通事項〕(1) ア「…造形的な特徴をとらえる」とはどういうことか。

A 10 : 「形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえる」とは、児童が自分の感覚や活動に基づいて感じた形や色、動き、空間、奥行きなどの造形的な特徴をとらえることを示している。例えば、形そのものがもつ方向感、表面の材質感の違い、色の明るさや鮮やかさ、時間的な変化の動き、大きな建物の量感や奥行きの感じ、ものの動きやバランスなど、材料や用具、学習活動などにより様々な内容が考えられる。

Q 11 : 第 3 学年及び第 4 学年〔共通事項〕(1) ア「形や色、組合せの感じをとらえる」とあるが、組合せの感じとは、どのようなものか。

A 11 : 例えば、形の柔らかさ、色の冷たさ、色の組合せによる感じ、面と面の重なりから生まれる前後の感じなど、材料や用具、学習活動などに応じて様々な内容が考えられる。

Q 12 : 表現領域で「楽しい造形活動」が「造形遊び」に変わった意図はどのようなことか。

A 12 : 「～活動を通して、次の事項を指導する」と教師が指導することを明示することで、「造形遊び」という用語が前面に出されるようになった。

Q 13 : 現行の造形遊びと、新学習指導要領の造形遊びとの違いはあるのか。

A 13 : 「造形遊び」は、単に遊ばせることが目的ではなく、進んで楽しむ意識をもたせながら、発想や構想、創造的な技能などの能力を育成する意図的な学習であり、現行学習指導要領との違いはない。

Q 14 : 第 6 学年の造形遊びと中学校の学習のつながりはどうなっているのか。

A 14 : 小学校 6 年間での造形遊びの多様な経験が、中学校での発想や構想の能力や創造的な技能、鑑賞の能力の重要な基礎となる学習となっている。

Q15: 「つくりたいものをつくる」の表現が「工作」に変わった意図は何か。また、指導する上で大切にしなければならないことは何か。

A15: 「工作」とは、意図や用途がある程度明確で、生活を楽しくしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。絵に立体的なことを加えたり、工作で表面に絵をかいたりするなど、表す過程では関連し合うことが多い。そこで、表したいことから学習が広がることを重視し「絵や立体、工作に表す」とまとめて示している。これまで低学年及び中学年で「つくりたいものをつくる」、高学年で「工作に表す」と示していたが、どちらも児童が自分の表したいことを表現するという意味であったため、今回「工作に表す」とまとめて示している。この背景には中学校技術科への接続への配慮もある。

Q16: 第1学年及び第2学年A(2)イについて「好きな色を選んだり…」とあるが、好きな色を選ぶだけでよいのか。

A16: 「好きな色を選んだり」とは、例えば、表したいことを表すために、自分の好きな色を選びながら、その子らしい表現の思いが一層ふくらむことである。児童は、形や色などを楽しみ、周りの友人とかかわり合いながら、自分の思いをはっきりさせたり、つくりつつある形や色から発想を広げたりすることになる。指導に当たっては、児童が好きな色を選んだり、納得するまでつくり直したり、行きつ戻りつしながら表したりすることができる過程を重視する必要がある。

Q17: 第3学年及び第4学年A(2)イ「…計画を立てるなどして表すこと」が、第5学年及び第6学年A(2)イでは、「…表し方を構想して表すこと」となっている。ここで示されている「計画」と「構想」の違いは何か。

A17: 「計画を立てる」とは、例えば、心に描いたことを簡単な絵や図でかきとめたり、直接材料を置いてつくり方を決めたりするなど、表しながら次第に自分の考えをはっきりさせていくことである。「表し方を構想して」とは、表し方や計画などを構想することである。

Q18: 第3学年及び第4学年A(2)から用具の名前が削除されたが、用具の選択は自由なのか。

A18: 現行では、各学年の内容で示されていたが、今回の改訂では「第3内容の取扱い」2(3)へ移行し、用具の取り上げ方が示されている。

Q19: 第3学年及び第4学年B(1)ア「…製作の過程などを鑑賞する」とは、どのような作品の製作過程を鑑賞することが望ましいのか。

A19: 「製作の過程」は、子どもたちの表現の過程、人が体全体でものをつくっている姿など、そこに人々の工夫やアイデアなどが込められている様子を鑑賞することを示している。

Q20: 第5学年及び第6学年B(1)「親しみのある作品などを鑑賞する活動」とあるが、子どもたちにとっての身近な美術作品には、どのようなものがあるのか。

A20: 自分たちの作品や我が国や諸外国の親しみのある美術作品、暮らしの中の作品(食器や家具、ポスターやネオンサイン、造園、建物、工芸品や衣服、様々な用具などの身近にある造形品)などである。

Q21: 内容A表現(1)では「身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に思い付いてつくること」となっているが、「できること」としないのはなぜか。

A21: 造形遊びをする活動を通して指導する事項であり、遊びのもつ創造的な性格や、つくり、かえ、つくるといった連続的な過程を重視する観点から、文末を「つくること」と示している。

【指導計画の作成について】

Q22： 「道徳の時間などとの関連を考慮しながら」というのは、具体的にどういうことなのか。

A22： 図画工作科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を図画工作科で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、図画工作科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

Q23： 鑑賞について、独立して指導する場合、全体の何割程度の授業時数をあててよいのか。

A23： 特に全体の何割程度というのは示されていないので、子どもの実態に合わせた時数を確保する。

Q24： 「B鑑賞」の各学年の内容に『「話したり、聞いたりする」、「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け、言語活動の充実を図る』となっており、鑑賞にかかる時間が増え、製作にかける時数がさらに減ることになるのではないか。

A24： 実際の指導に当たっては、言語活動は、図画工作科のねらいを達成するための手段または方法である。そのために、製作にかける時数が減ることはない。

Q25： 「幼稚園教育における表現に関する内容などの関連を考慮」とはどのようなものか。

A25： 幼児期は体験活動が中心の時期であり、周りの人や物、自然などの環境に体ごとかわり全身で感じるなど、活動と場、体験と感情が密接に結びついているなどの発達の特性を生かし、低学年の題材を検討する必要である。

【内容の取扱いについて】

Q26： 第3の2(5)について「...地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること」とあるが、連携とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

A26： 「美術館などとの連携」とは、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる。

Q27： 「児童や学校の実態に応じて地域の美術館などを利用したり、連携を図れるようにしたりする」となっているが、地域に美術館がない場合の鑑賞の方法が具体的にあれば教えてほしい。

A27： 「地域の美術館など」とは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や暮らしの中の作品などを展示している地域の施設や場所のことを示しているので、地域の実態に応じた施設等を取り入れることが考えられる。また、子どもたちの作品、郷土作家の作品、画家の作品などの鑑賞を取り上げる方法も考えられる。

「小学校学習指導要領 家庭」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 目標の「心情をはぐくみ」という表現の意味をどうとらえたらよいか。

A 1 : 家庭生活への関心を高めるとともに、衣食住などの生活の営みの大切さに気付くことを重視して、表現を改めたものである。

Q 2 : 「自分の成長を自覚する」とはどういうことか。

A 2 : 自分の成長はその発達過程で衣服や食物、住まいなどの生活に支えられ、同時にその生活が家族によって支えられてきたことを、衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して実践することにより、家庭生活への関心を高め、日々の生活の営みの大切さに気付くようにすることを目指している。

【各学年の目標及び内容について】

Q 3 : 目標、内容ともに「自分の成長を自覚することを通して…」という表現になったが、そのことの意図を教えてほしい。

A 3 : 家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえ、家庭生活と家族の大切さに気付くことを重視し、内容A(1)の項目を設定している。この項目はガイダンス的な内容であるとともに、内容AからDの内容と関連させて学習することにより、「自分の成長」が学習全体を貫く視点となるように設定されている。衣食住などの学習をとおして成長する自分を喜び自覚することで、学習意欲をより高めることを目指している。

Q 4 : 内容A(2)のアでは実際の家庭生活の中で「仕事ができること」を目指し、実践的な指導をするように記述されているが、実際の指導に当たってプライバシーへの配慮や評価をどのようにすればよいか。

A 4 : まずは、児童の家庭環境に左右されない題材や課題を設定することが必要である。さらに、可能な場合は、児童や地域の実態に合わせて、プライバシーに配慮しつつ、家庭を巻き込んだ題材構成の工夫も考えられる。家庭での実践の評価については、指導者が評価することが可能な観点に絞った評価や個人内評価などを行う。

Q 5 : 「自分と家族とのかかわり」以外に、「近隣の人々とかかわり」について内容に挙げられているのはなぜか。

A 5 : 家庭生活は、近隣の人々や環境とかかわりの中にあることにも気付かせ、近隣の人々や身近な環境とかかわりを大切にすることにより、よりよい生活が実現できることにも気付かせることをねらうものである。

Q 6 : 食の内容が衣より取り出され、先に述べられているのには軽重の違いがあるのか。

A 6 : 内容の記述の順序は、必ずしも学習の順序を示すものではなく、地域や学校、児童の実態に応じて弾力的に学習指導ができるように配慮されている。軽重の違いによるものではない。

Q 7 : 「B日常の食事と調理の基礎」と食育との関連はどうとらえていけばよいのか。

A 7 : 日常の食事を大切にすると、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、食品の品質及び安全性等に関する基礎的な知識、調理の基礎的・基本的な知識及び技能などを総合的にはぐくむ観点から推進することが必要であり、指導に当たっては、食生活を家庭生活の中で総合的にとらえるという家庭科の特質を生かし、家庭や地域との連携を図りながら健康で安全な食生活を実践するための基礎が培われるよう配慮し、食育の充実を図るようにすることが大切である。

Q 8 : 内容Bで「一食分の献立を考えること」に変更になったのはなぜか。

A 8 : 「献立」という用語は学校給食等でも日常的に使われており子どもたちにもなじみ深い言葉であるため使用することとしたが、食品の組み合わせに重点をおき指導するという基本的な考え方は従来どおりである。

Q 9 : 内容Cの「手縫いや、ミシンを用いた直線縫いにより目的に応じた縫い方を考えて製作し、活用できること」とは具体的にどういうことか。

A 9 : ミシンの使い方が分かり、ミシン縫いができることであり、製作する物や縫う部分によって、丈夫に縫ったり、針目を変えて縫ったり、ほつれやすい布端を始末したりするなど、目的に応じた縫い方があることを知り、それらを活用してその部分にふさわしい縫い方を考え、手縫いやミシン縫いを用いて製作ができるようにすることである。

【指導計画の作成について】

Q 10 : 年間指導計画の中で、食育や金銭教育等との関連をどう記していけばよいか。

A 10 : 年間指導計画は、教科の目標を達成するための計画であるので、食育や金銭教育について特に記載する必要はないが、研究等との関連から特に必要がある場合は、関係する題材の部分に視点を付記するなど考えられる。

Q 11 : 調理や布を用いた製作活動は具体的な題材は示されていないので、学校裁量で選択すればよいのか。

A 11 : 調理については「ご飯とみそ汁」のみ指定題材となっているが、その他については児童の実態を的確にとらえて題材を設定する。

Q 12 : 内容A「家庭生活と家族」の(1)のアについて5学年の最初に学習させることになっているが、複式学級の場合、A年度・B年度と履修させることになるがどのような組み立て方をすればよいか。

A 12 : 内容A(1)アについては、ガイダンス的に扱う他、自分の成長あるいは自分の成長と家族とのかわりを確認する時間としても扱う。そのため、第5学年の初めには4年生までの自分を振り返りながら2年間の見通しを立て、第6学年の初めには第5学年での学習と自分の成長を振り返り、これからの学習を見通すなどの学習を行うことなどが考えられる。

Q 13 : 「2学年にわたって取扱い・・・」と書いてある場合、複式学級ではどのように単元を配当すればよいか。現在は、各単元ごとにA年度、B年度と分けてある。よって、2年間に渡り、同じ内容を扱ってはいない。

A 13 : A年度、B年度で、それぞれ児童にどのような力を育てるか、それぞれの題材における各学年の目標を明確にして指導計画を立てることが必要である。

Q 14 : 1(4)「指導計画の作成に当たり、道徳の内容について家庭科の特性に応じて適切な指導をする」とあるのは、具体的にはどういうことか。指導計画の中に位置付けるということか。

A 14 : 家庭科では、日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け、生活をよりよくしようとする態度を育てることを目標にしているが、これは道徳教育の内容である生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、教科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら指導を行うことが必要である。指導計画には、研究実践等の必要に応じて道徳教育の内容等との関連を示すことが考えられる。

Q 15 : 道徳の時間などとの関連とあるが、学級担任でない場合どうするか。

A 15 : 家庭科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画などを参考にし、指導の内容及び時期等に配慮しながら、両者が相互に効果を高め合うようにする。

【指導計画の作成と内容の取扱いについて】

Q16: 三大栄養素が五大栄養素になったのは、なぜか。

A16: 現行では、体内での主な働きにより食品を大きく3つのグループに分けることができるようにすることを指導しており、「三大栄養素」は扱っていない。また、小学校3・4年生「保健」で「カルシウム、たんぱく質、脂質」などを学習していることから、家庭科においても五大栄養素を扱うことが、栄養を考えた食事についての理解を深めると考えられる。

Q17: 新学習指導要領では中学校で扱っている「五大栄養素」が小学校に移動することになっているが、移行期の子どもに小学校で教える際、教材など文部科学省から共通のものがもらえるのか。

A17: 指導資料が出る予定はないが、小学校学習指導要領解説家庭編には、何をどの程度指導するかが具体的に示されているので参考にされたい。

Q18: 食文化は、家庭によって格差が大きい中で伝統的な日常食＝米飯と味噌汁まで伝えることができるのか。

A18: 米は、我が国の主要な農産物であり、主食として日本人の食生活から切り離すことができない食品である。また、みそは、調味料として日本人には古くから親しまれている食品である。みそ汁は日常の食生活では、米飯と組み合わせてとられる場合が多いことなどから、米飯とみそ汁をわが国の代表的な日常食として扱い、食生活学習の土台とする。

Q19: 2(1)ウ「食育の充実に資する」とは具体的にどういうことか。

A19: 食に関する指導に当たり、食生活を家庭生活の中で総合的にとらえるという家庭科の特質を生かし、家庭と地域との連携を図りながら健康で安全な食生活を実践するための基礎が培われるよう配慮することが大切であることを示す。

Q20: 内容「B 日常の食事と調理の基礎」について、現在、各校に配付されている「食の学習ノート」や「食生活を考えよう」と、家庭科の授業内容とは取扱い上の配慮事項にどのようなことがあるか。

A20: 食生活の学習に関連した様々な教材があるが、取り扱う際には、題材のねらいや本時の目標を達成するための効果的な手段として、児童や学校の実態に合わせて取り入れることが必要である。

Q21: 2(2)で暑さ、寒さ、風通しなど、以前は選択だったものが必修になった理由は何か。

A21: 室内環境について、中学校では「住居の安全」を主に扱い、温度調節や換気、採光などについては扱わないこととなった。そのため、小学校で必修内容として取り扱うこととする。

Q22: 2(3)イ「B 日常の食事と調理の基礎又は、C 快適な衣服と住まいとの関連を図る」とあるが、どの程度の関連を図ればよいのか。また、実践的に学習する事の手立てを詳しく教えてほしい。

A22: 例えば、B(3)「調理の基礎」の学習との関連を図って実習材料などを無駄なく使うことを考えさせたり、C(2)「快適な住まい方」の整理・整とんや清掃の学習と関連させて、ごみの分別や減量の仕方を工夫させたり、C(3)「生活に役立つ物の製作」の布の扱い方の学習と関連させたりして、効果的に学習を展開することが考えられる。

Q23: 3(3)「生の魚や肉を取り扱わない」こととなっているが、加熱して調理すれば扱ってもよいのか。扱う場合の留意点は何か。

A23: 児童の調理活動においては、生の魚や肉については調理の基礎的事項を学習しておらず、扱いや衛生面での管理が難しいので取り扱うことはできない。食材例など教材として使用する場合に指導者が扱うことは考えられるが、題材の目標に応じて扱うことが必要である。

Q24： 5「衣食住など生活の中の様々な言葉と実感を伴って理解する学習活動」とあるが、具体的にはどんな活動か。

A24： 解説に「例えば、「沸騰」という言葉を日常的に使っていても、沸騰した状態を具体的にイメージできる児童は少ないものである。ほうれん草を沸騰したお湯の中でゆでて味わってみるとい活動とともに、「沸騰」という言葉が、児童の生活の中で初めて実感を伴う生きた言葉となる。」とある。

Q25： 移行期間での取扱いの留意点は何か。

A25： 平成22年度の第5学年においては、ガイダンス及び今回の改訂で中学校から移行した五大栄養素の基礎的事項の学習や、「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」などの指導事項については、未履修のないように留意して指導計画を作成し、確実に指導を行うようにする。

「小学校学習指導要領 体育」に関わるQ & A

【小・中共通】

Q 1 : めあて学習のあり方に変更はないか。

A 1 : 解説「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の留意点(1)」に「...個々の児童の運動経験や技能の程度に応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるように工夫すること。」とあり、課題解決力の育成をねらうめあて学習は今後も引き続きその工夫と改善が必要である。ただ、児童や学校の実態、指導のねらいに応じて学習指導法や学習過程等は工夫すべきであり、各学校における創意工夫が望まれる。

Q 2 : 適切な水泳場の確保が困難な場合これを扱わなくてもよいが、ここでいう心得とは安全面のことなのか。

A 2 : 解説「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱い(2)」にあるように、ここで的心得とは事故防止の観点から述べたものであり、安全面に関する事項である。

【目標について】

Q 3 : 目標に「生涯にわたって」という文言が付け加わったが、具体的にどのような内容でこの目標を達成すればいいのか。

A 3 : 今回、教科の目標に加えられた「生涯にわたって」の文言は、学校教育法の小学校の目標や中央教育審議会答申に基づいている。小学校の時期に生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践するための資質や能力の基礎を培うことが、将来にわたって豊かなスポーツライフを実現することにつながることから、教科の目標に規定されており、すべての内容においてその目標達成を意識した指導を展開する必要がある。

Q 4 : 学年の目標には技能のことがそれほど明確には記載してないが、各学年の運動の内容には技能面がより詳しくなっている理由は何か。

A 4 : 今回の学習指導要領の学年の目標の技能面での表現は、低学年では「基本的な動きを身に付け」、中学年では「基本的な動きや技能を身に付け」、高学年では「その特性に応じた基本的な技能を身に付け」となっており、現行学習指導要領より系統的な表現となっている。また、運動の内容については、現行の学習指導要領では内容の例示等が少なく、何をどこまで指導していくのか不明確であったという指摘もあり、内容の明確化の観点からそれぞれの内容の運動の仕方や動きまで詳しく記載された。

体育において技能を身に付けることは大切である。新しい技ができるようになったり、記録が伸びたりすることは児童にとって大きな喜びであり、運動が好きになる要素だからである。しかし、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る」ためには、技能だけでなく態度（意欲）、思考・判断もバランスよくはぐくむことが不可欠である。そのため、今回の改訂では態度や思考・判断についても、技能と同様に、発達の段階を踏まえて身に付けることができるようにすることを重視している。

【内容について】

(1) 体づくり運動

Q 5 : 低・中・高学年とも内容に「体づくり運動」が入ったが、その意図は何か。

A 5 : 運動の取組の二極化傾向、体力の低下傾向が依然深刻な問題であることから、すべての運動領域での適切な運動経験を通して体力の向上を図ることができるよう指導の改善を図る必要がある。特に「体づくり運動」は基本的な動きを培うことをねらいとしているので、低学年から取り上げることとした。また、今回の改訂では、「体づくり運動」は小学校第1学年から高等学校第3学年まで取り上げられており、毎年実施することとなっている。

Q 6 : 低学年から「体づくり運動」が入ったが、従来の基本の運動とどう違うか。

A 6 : 現行学習指導要領の「基本の運動」の中で運動の内容に示していたもののうち、「b 力試しの運動遊び」及び「d 用具を操作する運動遊び」を、今回の改訂では、「体づくり運動」の中の「多様な動きをつくる運動遊び」の中に入れた。この「多様な動きをつくる運動遊び」と「体ほぐしの運動」を低学年から取り上げることとし、この2つで「体づくり運動」とした。また、現行学習指導要領の「基本の運動」のその他の運動遊び（走・跳の運動遊び等）は領域として示すこととした。したがって、「基本の運動」の内容は全て網羅しており、内容としては大きな変更はない。

なお、「多様な動きをつくる運動遊び」は他の領域では扱いにくい様々な体の基本的な動きを培う運動を示している。

Q 7 : 「体づくり運動」の内容及び低・中・高学年の系統性や関連性はどのようになっているか。また、具体的にどのような運動を行うのか。

A 7 : 「ア 体ほぐしの運動」は、心と体を一体としてとらえる観点から、『体への気付き』『体の調整』『仲間との交流』をねらって手軽な運動や律動的な運動を行い、体を動かす楽しさや心地よさを味わうものである。したがって、それぞれの学年の発達の段階に応じて適切な運動を選択し、実施することとなる。なお、現行どおり、技能面での評価はしない。

また、低・中学年の「イ 多様な動きをつくる運動（遊び）」については、『バランス』『移動』『用具の操作』『力試し』で構成され、中学年ではこれに加え、4つの動きを組み合わせる運動が示されている。低・中学年段階では、発達の段階から体力を高めることを直接の目的とすることは難しいが、将来の体力向上につなげる観点から、この時期に様々な体の基本的な動きを培うことが重要である。したがって、この時期は多様な運動を通しての動きづくりの時期ととらえることが大切である。

高学年の「イ 体力を高める運動」は『(ア)体の柔らかさ及び巧みな動きを高めるための運動』『(イ)力強い動き及び動きを持続する能力を高めるための運動』で構成され、現行学習指導要領と変更はない。これらの運動は、直接的に体力を高めることをねらった運動であり、一人一人の児童の実態に応じて体力を高められるよう指導の工夫が必要である。

Q 8 : 「体ほぐしの運動」の「心と体の変化に気付いたり…」とは具体的にどんなことか。

A 8 : 「心と体の変化に気付く」とは、体を動かすと気持ちのよいことや、力いっぱい動くと汗が出たり心臓の鼓動が激しくなったりすることなどに気付くことである。今回、改善の具体的事項に「低学年は・・・運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。」が示された。指導に当たっては、学年の発達の段階に応じて運動の前後に児童に心や体の変化について気付いたことを発表させたり、振り返らせたりするなど適切な指導を行うことが必要である。

Q 9 : 高学年の体づくり運動で「柔らかさ」「巧みさ」に重点を置く意図は何か。

A 9 : 身体の発達の段階から、この時期の児童は筋力や全身持久力の向上よりも柔軟性や巧緻性を伸ばすことを重視した方が望ましいという観点からである。配当時間数を考慮したり、2学年にわたって長期間指導する指導計画を作成したりするなどの工夫が考えられる。

(2) 器械運動系

Q 10 : 内容の例示に「大きな台上前転」「大きな前転」という表現があるが、どういう動作なのか。

A 10 : 例えば、「大きな前転」とは、両手を着き、足を強く蹴って腰を大きく開いて回転し、回転の勢いを利用してしゃがみ立ちになる前転であり、発展技の開脚前転や伸膝前転につながる動きの前転である。「大きな台上前転」も強い踏切の後、腰を大きく開くとともに膝を伸ばした状態で着手し、台上で回転して着地する技で、発展技の首はね跳びや頭はね跳びにつながる動きの台上前転である。

Q11： 体力の低下が叫ばれ、今まで以上に基礎的な運動が必要になると思うが、あえて発展的な技に取り組むようになるのはなぜか。

A11： 今回の改訂では、第3，4学年においては、基本的な技の習得を重視しており、すべての児童が技を身に付ける喜びを味わうことができるよう指導することが第一である。しかし、より困難な状況の下でできるようになったり、より雄大で美しい動きができるようになったりする楽しさや喜びを味わうことのできる器械運動の特性から、基本的な技を習得した児童については、自己の能力に応じて発展技に取り組めるようにした。

(3) 陸上運動系

Q12： 第3，4学年の走・跳の運動の「調子よく」とはどういう意味か。

A12： 「運動が途切れずに、連続して動く状態。ある程度のなめらかさのある動き」を意味している。例えば、幅跳びでは短い助走から踏切において、踏み切り前で立ち止まったり極端にスピードが落ちたりしないで、走ってきた勢いをうまく使えて踏み切っている状況であれば、「調子のよい」状態ということになる。

Q13： 第5，6学年の陸上運動の「リズムカルに」とはどういう意味か。

A13： 中学年の動きからさらに進み「無駄のない合理的な状態。なめらかな動きの状態」を意味している。例えば、走り高跳びの助走では、速く走るための短距離走の走り方と違い、跳躍する踏切足を合わせ、運動の方向を変換するために合理的でなめらかな助走となっていれば、「リズムカルな」助走となる。

Q14： 低学年の走・跳の運動遊びで、走り幅跳び・走り高跳びを取り入れてもよいか。

A14： 走り高跳びにつながる運動遊びとして「ゴム跳び遊び」が例示されており、内容として「助走をつけて片足で踏み切って上方に跳ぶこと」が示されている。したがって、助走から上方へ跳ぶ運動遊びを行ってよい。しかし、あくまで運動遊びであるので、短い助走で片足踏切から上方に跳び上がる動きの感覚づくりととらえることが望ましい。その際、全ての児童が楽しめるよう安全に配慮して指導することが重要である。

(4) 水泳系

Q15： 第3，4学年が「浮く・泳ぐ運動」となった意図は何か。

A15： 技能の個人差が大きい領域であり、高学年で続けて長く泳ぐことができるように、低・中学年で水にもぐることや浮くこと、泳ぐための手や足の動きを身に付けること、呼吸をしながらの初歩的な泳ぎ(中学年)を重視し、全ての児童に近代泳法につながる基本的な体の動きを身に付けさせるねらいからである。

Q16： 第3，4学年の「呼吸をしながらの初歩的な泳ぎ」とはどういうものか。また、実態に応じて「クロール・平泳ぎ」又は「背泳ぎ」を指導してもよいか。

A16： 「呼吸をしながらの初歩的な泳ぎ」とは、呼吸しながらのばた足泳ぎやかえる足泳ぎなど、クロールや平泳ぎなどの近代泳法以外の泳ぎのことである。

また、学校や児童個々の実態に応じて近代泳法の指導は可能である。ただ、「背泳ぎ」については、第5，6学年の内容の取扱いにおいて「学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる」としてあり、第3，4学年においてもその指導に終始することは避けなければならない。

Q17： 第5，6学年の水泳は「クロール」「平泳ぎ」の両方を扱うのか。

A17： 2年間で両方を扱う。そのためにも、中学年において、ばた足泳ぎやかえる足泳ぎにしっかり取り組む必要がある。

Q18： 第5，6学年の「続けて長く泳ぐこと」とあるが，特に目安となる距離はあるか。個に応じた
めあてでもよいか。

A18： 25m～50m程度を目安として例示しているが，個々の能力に応じて課題を設定してもよい。

(5) 球技系

Q19： これまでゲームの類型がバスケットボール型，サッカー型，ベースボール型となっていたのに，
ゴール型，ネット型，ベースボール型となったのはなぜか。

A19： 球技には多様な種目があり，指導内容の系統性を考える際，示した運動種目の全てにおいて種
目レベルの系統性を図るとすれば，小学校の早い段階から，種目につながる体験が必要となる。
球技の特性や魅力は，類型ごとに特徴があるので，そうした共通する動きに着目して，指導内
容の系統性を図る必要があるとの指摘を受けて，改善を図った。

児童が自己の興味・関心によって生涯にわたってスポーツに取り組もうとする基礎を培う観
点から，種目を限定することなく，類型で示すことで，各学校や地域の実態に応じて多様な種
目を実施することを可能とした。ただし，高学年の内容の取扱いでは，「ゴール型はバスケット
ボール及びサッカーを，ネット型はソフトバレーボールを，ベースボール型はソフトボール
を主として取り扱うものとする・・・」と記載されており，新しい種目を取り入れる場合は，
ねらいと指導内容の明確化 指導と評価の計画の作成 施設・器具等の安全への配慮などに
十分留意して取り組む必要がある。

Q20： 第5，6学年の「Eボール運動」において，「簡易化されたゲームで」とは，どのようなゲー
ムのことを指すのか。

A20： 解説P73にあるように，ルールや形式が一般化されたゲーム（競技スポーツ）を児童の発達
の段階を踏まえ，プレイヤーの数，コート大きさ，プレー上の制限の緩和，ボールその他の
用具や施設などのルール様式を修正し，学習課題を追究しやすいように工夫したゲームを指す。

Q21： ボール運動については人数不足でゲームができなくても，全ての型の運動を取り扱わなければ
ならないか。

A21： 内容の取扱いに「・・・学校の実態に応じてウ（ベースボール型）は取り扱わないことができ
る。」となっており，ベースボール型以外の類型は取り扱うこととなる。人数の不足等は，
「簡易化されたゲーム」を工夫するなどして扱うことが望まれる。

(6) 表現運動系

Q22： 民舞や新しい民舞（キッズソーラン等）を扱うことを柔軟に考えてよいか。

A22： 今回の改訂では，低学年では，フォークダンスを含めて指導すること，中学年ではフォークダ
ンスを加えて指導することが可能であり，高学年では，フォークダンスに日本の民謡も含まれ
ている。キッズソーランは，もともとあるソーラン節を低学年の子どもにも踊れるようアレ
ンジしたものであると考えられ，その指導を通してそれぞれの学年のねらいを達成することが可
能であれば，扱ってもよい。

(7) 保健

Q23： 習得した知識を活用する学習を行う上で配慮することは，どのようなことか。

A23： 例えば，身近な日常生活の体験や事例などを用いた話し合い，ブレインストーミング，応急手
当などの実習，実験などを取り入れること，養護教諭や栄養教諭，学校栄養職員など専門性を
有する教職員等の参加・協力を推進するなど，多様な指導方法の工夫を行うことが考えられる。
（解説P90（6）参照）

Q24： 保健領域の内容の順序が変わった意図は何か。

A24： 改訂の要点にあるように，身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し，指
導内容の改善を図ったこと，健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から，系統性のある
指導ができるよう健康に関する内容を明確にすることを受けて内容を構成した。

Q25： 第5，6学年保健の薬物の指導については，なぜ有機溶剤の影響が中心とされているのか。また，どこまでの内容を児童に教えるのか。

A25： シンナーなどの有機溶剤は一回の乱用でも死に至ることがあり，乱用を続けると止められなくなり，心身の健康に深刻な影響を及ぼすことがあるため，有機溶剤の影響が中心となっている。指導においては，有機溶剤の心身への影響を中心に扱うことになる。（解説P83，84参照）

Q26： 高学年の「心の健康」では，心の病気等に関する学習内容に変更はないのか。あるとしたら，具体的にどのような部分なのか。

A26： 内容に変更はない。ただし，心と体の相互の影響（現行の学習指導要領では，「心と体の密接な関係」）については，現象面を重視した指導を行うように配慮する。

Q27： 保健領域では食育の指導をどのように行うのか。

A27： 保健領域の学習においては，第3学年・第4学年は（1）イ及び（2）ウ，第5学年・第6学年においては（3）ウにおいて指導するなど，それぞれ指導する内容が違うことを踏まえて取り扱う。その際，栄養教諭との連携を積極的に図ったり，TTによる指導を取り入れたりとともに家庭との連携を図った指導を行うことも大切である。

Q28： 性に関する指導については，小中学校の総則の中で，「発達の段階を考慮して」と明記されている。どのように解釈すればよいのか。

A28： 児童の発達の段階を踏まえた適切な指導となるように，学校全体での共通理解を図ること，家庭の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

Q29： 第1学年及び第2学年の内容の取扱い（4）に「運動と健康にかかわっていることの具体的な考えがもてるよう指導すること」とあるが，例えばどのようなことが挙げられるのか。

A29： 例えば，体は，活発に運動したり，長く運動したりすると，汗が出たり，心臓の鼓動や呼吸が速くなったりすることや，力一杯動く運動は，体を丈夫にし，健康にもよいことなどを各領域において行うことが考えられる。（解説P37参照）

【体育科の内容及び指導計画と内容の取扱い】

Q30： 内容について，低学年は従来2領域だったのに，6領域に再構成された理由は何か。

A30： 解説P12では，運動領域においては，発達の段階のまとまりを考慮するとともに，基礎的な身体能力を身に付け，運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図ったと示されている。なお，低・中学年で示していた「基本の運動」は，高学年への系統性が見えにくく，当該学年で何を身に付けたいかわかりにくいことから，従前の「内容」と示していたものを「領域」として示すこととした。

Q31： 低・中学年の2領域が6領域となった背景には，体力の向上を図ることがねらいにあると思うが，このことをどのように授業に反映していけばよいか。

A31： 解説P10にあるように，「体力の向上」を図るとは，各種の運動を適切に行うことによって活力ある生活を支え，たくましく生きるための体力の向上を図るということである。そのためには，発達の段階に応じて高める体力の内容を重点化し，自己の体力や体の状態に応じた高め方を学ぶことはもとより，学習したことを家庭などで生かすなど，体力の向上を図るための実践力を身に付けることができるようにすることなどが必要である。

Q32： 低・中学年で時数が増えるが，その時数を何に振り分けたらよいのか。また，年間指導計画を作成する際の配慮事項について教えてほしい。

A32： 学習指導要領の「指導計画の取扱い」には，「一部の領域の指導に偏ることがないように授業時数を配当すること」と示されている。また，解説には「全部の領域の指導がバランスよく行われるようにする」と示されている。これは，全領域均等に時数を配当するということではない。各領域，内容の目標が達成できる時間数を各学校や地域の実態を勘案して増加時数分も含めて適切に配当していくことが大切となる。

Q33： 第3指導計画の作成と内容の取扱い1-(5)に，「道徳の時間などとの関連を図りながら，体育科の特質に応じて適切な指導をすること」とあるが，このことについて具体的に説明してほしい。

A33： 解説P88では，体育科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，体育科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要があることが示されている。そして，集団でのゲームなど運動することを通して，粘り強くやりとげる，きまりを守る，集団に参加し協力する，といった態度が養われる。また，健康・安全についての理解は，生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直すものであると示されている。今まで以上に，体育科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

Q34： 「地域や学校の実態に応じて」とあるが，具体的な工夫にはどのようなものがあるか。

A34： 解説P86では，「地域や学校の実態に応じて」とは，例えば，地域や学校の実態に応じてゲームやボール運動，表現運動などにおいて運動を工夫して指導したり，自然とのかかわりの深い活動を取り上げたりすること，あるいは適切な水泳場や運動のための施設等の確保が困難な学校の実情などを指している。また，児童の実態に即した，いわゆる個に応じた学習指導の工夫を求めるとともに，児童が進んで運動の楽しさに触れたり技能を身に付けたりできるような計画を求めているものであると示されていることに配慮する。地域で積極的に取り組われている運動や踊り等を類似の領域の内容に加えて行うことなどが考えられる。

Q35： 課外活動の位置付けに変わりはないか。

A35： 解説P93では，運動部の活動は主として放課後を活用し，特に希望する児童によって行われるものであるが，児童の能力や適性などを考慮し，教師などの適切な指導の下に，自発的，自主的な活動が適性に展開されるよう配慮することが大切であると示されている。

Q36： 平成21年度の低学年の時数増に伴う内容の取扱いは，どのようにするのか。

A36： 基本的に時間数は増えるが，現行の学習指導要領によって指導することになる。しかし，その全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができる（通知「平成21年4月1日から平成22年3月31までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（文部科学省告示）」ことから，新学習指導要領の規定によって実施していくことも可能である。

【その他】

Q37： 「習得」「活用」「探究」という考え方が示されましたが，体育科における「活用」とはどのようなものか。

A37： 例えば，身体を用いて体験から感じ取ったことを表現すること，ペアやグループによる話し合いや作戦会議をする中で，「習得」した知識・技能を基にして互いの考えを伝え合い，自らの考えや集団の考えを発展させることなどが考えられる。

なお，「習得」「活用」「探究」は，明確に区別されるものではなく，相互に関連し合って力を伸ばしていくものであり，知識・技能の活用が定着を促進したり，探究的な活動が知識・技能の定着や活用を推進したりすることが大切である。

「小・中学校学習指導要領 道徳」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 小学校の道徳の時間の目標に「自己の生き方について考えを深める」が付け加えられたのはなぜか。

A 1 : 道徳の時間の目標に関して、これまで「道徳的価値の自覚を深め」としていたところに、「自己の生き方についての考え」を加えている。これは道徳の時間の特質である道徳的価値の自覚を一層促し、そのことを基盤としながら、児童が自己の生き方に結び付けて考えて欲しいとの趣旨を重視したものである。これは、中学校段階における「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚」に発展する前の段階ととらえることができる。このことによって、道徳の時間が人間としての在り方や生き方の礎となる道徳的価値について学び、それを自己の生き方に結びつけながら自覚を深め、道徳的実践力を育成するものであることをより明確にした。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : 内容項目の順序が入れ替わったのはなぜか。

A 2 : 小学校と中学校の接続や系統性を考慮して、分かりやすく整理した。道徳の価値に軽重はつけられないのと同じように、学習指導要領で取り上げる内容項目にも軽重をつけることはできない。したがって、順序の入れ替えについて、内容項目の軽重を順序で表したわけではない。

Q 3 : 新規内容項目に関する資料を配付する予定があるか。

A 3 : 今のところ、配付する予定はない。文部科学省では「心のノート」を継続して配付するが、現在、改訂作業中であり、平成21年度に配付する学年からは、改訂版を配付できる予定である。現行版の「心のノート」を使用する学年については、該当の内容項目のページをコピーするなど、各学校で対応することになる。

【指導計画の作成について】

Q 4 : 「道徳教育推進教師」について説明してほしい。

A 4 : 「道徳教育推進教師」については、小学校学習指導要領解説道徳編P64（中学校はP65）にその役割が例示されている。

道徳教育の指導計画の作成に関すること
全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
道徳の時間の充実と指導体制に関すること
道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
道徳教育の研修の充実に関すること
道徳教育における評価に関すること など

各学校においては、上記の例示をふまえて、道徳教育推進教師の役割を決めるなど、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要である。なお、道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないという趣旨ではない。

Q 5 : 指導計画の作成における留意点について説明してほしい。

A 5 : 全体計画、年間指導計画及び学級における指導計画の作成における留意点は、次のとおり解説に記述されているので、参照いただきたい。

・全体計画	小学校	P 6 7 ~ 6 8	中学校	P 6 9 ~ 7 1
・年間指導計画	小学校	P 7 1 ~ 7 3	中学校	P 7 4 ~ 7 6
・学級における指導計画	小学校	P 7 5	中学校	P 7 8

【内容の取扱いについて】

Q 6： 各教科等の中での道徳教育のあり方について説明してほしい。

A 6： 学習指導要領総則第 1 の 2 に「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」と記載されている。それを踏まえ、たとえば小学校社会科では、学習指導要領第 3 章 1 (4) に「道徳の時間などとの関連を考慮しながら・・・社会科の特質に応じて適切な指導をすること」と明記されているなど、各教科等の特質に応じて、適切な指導を行うこととなっている。(解説 P 1 0 2 ~ 1 1 1 (中学校は P 1 0 7 ~ 1 1 5) 参照)

Q 7： 「体験活動を生かす」とあるが、道徳の時間の授業として、体験活動そのものを行ってもよいか。

A 7： いけない。道徳の時間は体験活動を踏まえて、児童(生徒)が様々な道徳的価値に気付き、その意味や大切さについて考えを深める^{がなめ}要の時間として重視していくべきであり、道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。(解説 P 9 2 (中学校は P 9 7) 参照)

Q 8： 「情報モラルに関する指導」での留意点は何か。

A 8： 情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、ネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として授業を進めるなど、法やきまりのもつ意味などについて考えを深めることができるように働きかけることが重要であり、情報機器の使い方や具体的な練習を行うことに主眼をおくものではないことに留意する必要がある。(解説 P 9 7 ~ 9 8 (中学校は P 1 0 2 ~ 1 0 3) 参照)

「小学校学習指導要領 外国語活動」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 第 1 学年～第 4 学年で「外国語活動」を行うことができるか。

A 1 : 「外国語活動」は中・高等学校を含めた外国語教育を充実させるものとして、小学校の第 5 , 6 学年に新たに設定された内容であり、これまで「総合的な学習の時間」で取り扱ってきた国際理解教育の一環としての英語活動とは異なるものである。したがって、第 5 学年及び第 6 学年で実施する外国語活動の内容を第 4 学年以下の学年で実施することは不適切である。今後、第 3 学年及び第 4 学年の「総合的な学習の時間」において国際理解を内容とする単元を扱う場合は、「探究的」、「協同的」、「自己の生き方を考えさせる」等の「総合的な学習の時間」の趣旨に沿った単元構成や内容にする必要がある。第 1 学年及び第 2 学年については、教育課程の基準としては定められていないので、生活科、学級活動等の特別活動等で実施することはできない。標準授業時数外の時間に実施する場合は、市町村教育委員会の指導・助言のもと、児童の負担過重にならないようにしていく必要がある。

Q 2 : 総合的な学習の時間で行う国際理解に関する学習と外国語活動との違いや留意点についてお示しいただきたい。

A 2 : 外国語活動と総合的な学習の時間は目標が異なる。外国語活動は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める、外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る、外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる、の三つの柱を踏まえた活動を統合的に体験することで、中・高等学校における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくらうとするものである。外国語活動の場合は、外国語を通じて体験的な活動を行うことが特徴となる。

総合的な学習の時間においては、まず「探究的」、「協同的」、「自己の生き方を考える」等の総合的な学習の時間の趣旨に沿った単元を設定する必要がある。その中で、例えば「私たちのふるさと、そして世界のことを知ろう」という国際理解にかかわる単元を設定し実施する場合には、児童が主体的に設定した課題等について調べ学習やインタビュー活動等の探究的な学習を行い、外国人を招いて交流会あるいは発表会を企画し、その際に調べ、まとめたことを発信するために英語が必要となったときに、単元の中に、交流、発表等のための英語の時間を設定するといった取組は可能である。最も大切なことは、単元全体が総合的な学習の時間の趣旨に合致していること、また総合的な学習の時間の趣旨、目標等に沿った形で英語の時間の実施が求められるということである。したがって、スキルの習得に重点を置くなど単なる外国語の学習を行うことは、これまでと同様、総合的な学習の時間にふさわしい学習とは言えない。

Q 3 : 目標において、コミュニケーション能力の素地を養うとあるが、「素地」は、中学校における目標の「基礎」とどのような違いがあるのか。また、移行措置の期間においては、どのような配慮が必要か。

A 3 : 「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指している。これらは、中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものであり、中学校における外国語科への円滑な移行を図る観点から、目標として明示している。

移行期間においては、平成 23 年度の完全実施に向け、平成 21・22 年度の指導時数を適切に定めるとともに、中核教員研修を受講した教員を中心とした校内研修を実施し、全教員が外国語活動の趣旨を理解し、また指導力の向上等を目指す取組を進める必要がある。

Q 4 : 「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる…」とはどの程度までのレベルのことなのか。特に、基本的な表現とはどの程度なのか。

A 4 : 外国語活動では、「聞くことができること」や「話すことができること」などのスキル向上のみを目標としておらず、外国語を通じて、異なる言語や文化を理解したり、他者と積極的にコミュニケーションを図ったりする活動を行う中で、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこととしている。まずは児童が十分に英語の音声や表現を聞いたり、話したりする活動場面の設定の工夫が必要である。具体的には、解説 P 2 1 ~ 2 2 に、コミュニケーションの場面における英語表現の例が示されているので参照していただきたい。

Q 5 : コミュニケーション重視とはいえ、知識の詰め込みになるのではないかという不安がある。

A 5 : 小学校外国語活動では、スキルの習得のみを目標とした活動は実施しない。したがって知識の詰め込みにならないよう、学習指導要領で示された目標や内容等に基づき、適切に実施していただきたい。

【各学年の目標及び内容について】

Q 6 : 高学年で週 1 時間の実施は、中学年で学習をふまえてのものと考えてか否か。これまでの各校での実施に差があったとのことであれば、5 年生からの実施を意識すればよいのか。

A 6 : 今回外国語活動が新設された理由のひとつに、これまで総合的な学習の時間で実施されてきた英語活動の取組に相当のばらつきがあったということがある。今回、国として各学校の第 5 学年、第 6 学年において共通に指導する内容を示している。したがって第 5 学年で初めて外国語に接することを前提としている。

Q 7 : 他国の文化について調べ学習をする時間も、外国語活動の学習内容に含めてよいのか。

A 7 : 外国語活動の実施にあたっては、活動を「外国語を通じて」行うことが必要である。外国語活動の趣旨に沿った単元計画に基づき、単元の一部において調べ学習等を取扱う内容であれば学習内容に含んでよい。

Q 8 : 「外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。」とあるが、この言葉の面白さや豊かさをどう捉えるのか。

A 8 : 今回の学習指導要領改訂の趣旨として、言語活動の充実が挙げられている。外国語活動の新設もその趣旨を反映した形となっている。外国語活動では、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことを通して、外国語や日本語の面白さや豊かさに気付いていくことになる。例えば、brother という単語を聞いたり、慣れ親しんだりすることにより、児童は日本語にはない /r/ や / / の音に触れたり、慣れ親しんだりすることになる。さらに、brother という単語が、「兄」と「弟」の両方の意味で使えることを知り、日本語と英語との意味上の違いについて気付くことができる。このような体験を通して、日本語との違いを知ることで、言葉の面白さや豊かさに気付かせることが大切である。

【指導計画の作成について】

Q 9 : 「ネイティブ・スピーカーの活用や外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど」とあるが、そのような人材を得ることについての支援システムが作られるのだろうか。それとも学校サイドに任せられるのか。

A 9 : 現在、島根県においては、小学校へは県としての A L T 配置は行っておらず、市町村所属の A L T 等による指導を実施している。財政状況等の理由により、今後も県としての配置は難しい状況である。学習指導要領解説にあるように、指導計画を作成し、授業を実施していくのは、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師であり、あくまでネイティブスピーカーはこれを支え、補助する者であることを捉える必要がある。各小学校でチームティーチングによる指導を行う際には、このことを十分踏まえる必要がある。また、中学校の外国語科教員、あるいは地域の実態に応じて外国語に堪能な方の協力を得る等の手段も考えられる。

Q10: ネイティブ・スピーカーによる英語にふれさせることが困難な地域はどのようにすればよいか。

A10: できる限りネイティブ・スピーカーや外国語に堪能な人々等の協力を得る努力をしていただく必要があるが、協力を得にくい地域の場合は、CD・DVDなどの視聴覚教材の積極的な活用も有効である。外国語活動の趣旨を踏まえ、使う目的を明確にし、児童や学校及び地域の実態に応じたものを選択することが大切である。

Q11: 小学校の外国語活動において、中学校の英語教師が指導に加わっても差し支えないか。

A11: 差し支えない。指導に当たっては、学級担任主導によるティームティーチングによる指導であることを踏まえ、中学校の外国語科の教員に対して小学校外国語活動の趣旨を十分に伝えるときともに、それぞれの役割を明確にし、円滑な連携を図る必要がある。

Q12: 「外国語活動を担当する教師」とは、具体的にはどのような立場の教員と考えればよいのか。

A12: 学校によっては、第5学年、第6学年の外国語活動を専門に担当する教師が授業を行う場合があることを指している。外国語活動を専門に担当する教師が授業を行う場合にも、学級担任の教師と同様に初等教育や児童を理解し、授業を実施することが大切である。

Q13: 評価については、他の教科等と同じように考えてよいのか。また、どのような観点で評価し、指導要録や通信票の記載についてはどのようにしたらよいのか。

A13: 数値による評価は行わない。中教審答申でも小学校における外国語活動の評価について「教科のような数値による評価はなじまないものと考えられる。」とされており、各学校で定める各学年の目標に基づき、各学校で評価規準を定め、評価していくことになるが、その際、スキル向上のみが目標とならないよう配慮する必要がある。また、中学校区ごとで評価規準を設定するなどの取組も考えられる。英語ノート指導資料には、外国語活動の「3本柱」の目標を踏まえた評価規準例が掲載されているので、参考にさせていただきたい。また、指導要録の様式や記載の仕方等については今後国から示される予定である。また、保護者への通知の仕方（通信票の様式等）は各学校で工夫することが必要となる。

Q14: 外国語活動については、教科書、指導書ができるのか、それとも学校独自のカリキュラムで行うのか。

A14: 外国語活動の新設にあたって、国からは「英語ノート」、英語ノート指導資料、これらに係るCD及び電子教材、小学校外国語活動研修ガイドブック等が配付される。平成20年度末には、外国語活動の国の共通教材として、「英語ノート」が小学校5、6年全児童に配布される予定である。小学校学習指導要領では、2学年を通じて達成される内容を示しており、各小学校では「英語ノート」を参考にしながら、各学校の実態に応じた年間指導計画等を策定することになる。

Q15: 「英語ノート」がどういったものか知りたい。また「英語ノート」は、どの程度活用すればよいのか。このノートに沿って指導計画を立てなければならないのか。

A15: 「英語ノート」は、外国語活動の新設に伴い、これまで総合的な学習の時間等で実施されてきた英語活動の取組状況にばらつきがあるため、学習指導要領に則った共通教材として作成されている。これまで各小学校で実施してきた英語活動を「英語ノート」とうまく融合する形で、年間指導計画を作成していくことも考えられる。その際、学習指導要領の趣旨に合致する必要があることは言うまでもない。

Q16: 「英語ノート」の取扱い方については、学校に任されるのか、また、すべてを取り扱わなければならないのか。

A16: 国としては、各学校において共通に指導する内容を示すために「英語ノート」を作成しており、「英語ノート」の全ての単元をその順に従って実施することは求めている。児童や学校の実態等に応じて適切に活用して欲しい。ただし、各小学校において「英語ノート」の教材に代わる内容があり、学習指導要領の趣旨に合致していれば実施してもよい。

Q17: 文科省HPから「英語ノート」をダウンロードできないので、5, 6年用に1冊ずつでも全学校に配布してもらえないか。

A17: 「英語ノート」は、現在、各市町村教育委員会及び各教育事務所が所有している。平成20年度は、全小学校には配付されないもので、内容等について問い合わせがある場合は、先の場所に問い合わせ願いたい。

Q18: 「英語ノート」ばかり進めると座学中心で活用がせまくなると予想するが、その点についてはどうか。

A18: 「英語ノート」は教科で使用するノートとは性格が異なるものであり、その使い方には工夫が必要である。授業の実施にあたっては、「英語ノート」で取り扱う英語表現を使用し、コミュニケーションを図る活動を工夫して欲しい。

Q19: 「英語ノート」を活用すればスキル学習を助長するようになるのではないか。

A19: 「英語ノート」においては、約280の英単語を取り扱うが、小学校段階ではこれらの定着を求めるわけではなく、様々なコミュニケーション活動等を通して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることを目標としている。学習指導要領の趣旨を踏まえ、「できる」という目標やねらいにならない指導計画にすることが大切である。

Q20: 学校独自に英語ワークのようなものを使っても良いのか。

A20: 使用目的や内容等を精査した上で、学習指導要領の趣旨に沿ったものであれば使用できるが、児童の負担過重にならないように配慮する必要がある。

Q21: 児童配付用の時間割表には、「英語活動」と記載するのか。また、学校で独自の名称をつけてもよいのか。

A21: 教育課程の位置付けとしては「外国語活動」であるが、児童配布用の時間割には「外国語活動」「英語活動」等、適切な名称をつけてよい。

Q22: 平成21, 22年度において5, 6年生の総合的な学習の時間は75～110時間、外国語活動は0～35時間とされているが、「～」の示す意味は、両者の合計が110時間ということか。

A22: その通りである。外国語活動は、年間35時間までは、総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能である。平成23年度の完全実施に向け、円滑な移行を図っていく必要がある。

Q23: 年間35時間とされているが、これは、毎週1単位時間を時間割の中に設定しなければならないのか。ALTの活用を考え、2時間まとめて実施するようなことも可能なのか。

A23: 地域や学校及び児童の実態、学習活動の特質等に応じ、時間割を弾力的に編成することが可能である。したがって、例えばALT等の活用を考え、2時間まとめて外国語活動を実施することは可能である。

Q24: 35時間の活動案を示してほしい。内容の時数配当のしぼりはあるのか。

A24: 学習指導要領で示されているとおり、外国語活動の内容は、学年ごとに内容を示すのではなく、2学年を通じて達成される内容を示している。これは、各学校が児童の実態に応じて、学年ごとの指導内容を設定することが適切であると考え、また、必要な内容を繰り返して指導するなど、2学年間を通じて柔軟に指導することが適切と考えられたからである。したがって、学習指導要領では内容についての時数配当の規定は示されておらず、各学校で適切に設定することになる。

活動案については、島根県教育委員会が作成した「世界のくにからこんにちは」（平成20年度4月に配布済）、あるいは「英語ノート」等が参考になる。

Q25： 指導計画の作成の配慮事項に「児童や地域の実態に応じて」とあるが、具体例としては、どのようなことか。

A25： これまでの総合的な学習の時間等での取組状況やネイティブ・スピーカーなどの活用状況等を勘案し、各学校が主体的に学年ごとの目標を定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図られるよう配慮しているものである。

Q26： 複式学級での取扱いはどのように考えたらよいか。

A26： 他の教科等と同じ考え方でよいが、小学校卒業時点の到達目標は複式学級を設置していない学校と同じにする必要がある。学級の児童数が少なく、コミュニケーション活動の設定が難しい場合は、ICT等の活用が考えられる。文部科学省からは「英語ノート」に係る電子黒板用のソフトが配布予定である。また、「英語ノート」については、例えば第6学年の児童が第5学年を対象とした「英語ノート」を使用することも可能である。

Q27： 目標の設定は、各学校でどのように定めたらよいか。

A27： これまでの総合的な学習の時間における国際理解教育の一環としての英語活動等の取組を生かし、児童の実態や地域の実情に応じて、各小学校が主体的に学年ごとの目標を定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るものとする。

Q28： 英語を取り扱うことを原則とするとあるが、英語圏の外国の文化を主に取り扱えばよいか。また、英語以外の外国語を扱うことはできるのか。

A28： 英語は世界の多くの国で使用され、コミュニケーションの手段として用いられ、国際語として益々その重要性が高まっている。また、中学校における外国語科は英語を履修することが原則とされているが、英語以外のさまざまな外国語に触れたり、英語圏以外の文化について理解を深めたりするよう工夫を行うことは大切である。小学校学習指導要領で示されているように、外国語活動では英語を取り扱うことを原則とするが、外国の言語、文化を理解するという大きな目標があり、これを受けて英語以外の言語を取り扱うことでより一層の国際理解を図ることができると考えられる。「英語ノート」においても英語以外の言語、文字を題材とした活動が掲載されている。

Q29： 「言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにすること」は、実際にはどの程度のことなのか。

A29： 例えば、単語を複数形にしたり、冠詞を付けたりすることなどを強調したり、機械的に単語や語句、文を暗記させたりすることなどを通して、児童が抱いている自己表現したいという気持ちやコミュニケーションを図ることへの興味を失わせることのないように留意する必要があることを示している。

Q30： 指導内容や活動について「他の教科などで学習したことを活用する」とあるが、具体的な活用例を示してほしい。

A30： 例えば、国語科との関連では、外来語の成り立ちや語源である外国語との違いに気付かせたり、発表などを通して、話し手の意図をとらえながら聞き、自分の考えと比べることができるようにしたりするなどの工夫が考えられる。また、音楽科においては、低学年からリズムをとったり、つくったりしてきており、こうした学習がチャンツや歌などの外国語の音声やリズムに慣れ親しむ活動の中で生かされることによって、一層外国語に慣れ親しむことができるようにするなどの工夫が考えられる。

Q31： 「英語を取り扱うことを原則とする」となっているが、以前から他の外国語圏の国（例えば、中国、韓国）の学校と交流があるなどの実績がある場合には、英語以外の外国語の学習も外国語活動と考えてよいか。

A31： 外国語活動では英語を取り扱うことを原則としている。英語以外の言語に触れることは可能であるが、中・高等学校の教育課程上の接続について十分配慮する必要がある。

Q32： 英語ノートは5年，6年に学年別に配付されると聞いているが，学校の実態も考えて，5，6年合同の指導計画を立ててよいか。

A32： 合同の指導計画を作成することは可能であるが，最終的に学習指導要領に示された目標が達成される必要がある。

【内容の取扱いについて】

Q33： 「指導計画の作成と内容の取扱い」の2（2）に述べられている「体験的なコミュニケーション活動」とは，どういうものか。

A33： 「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら」というのは，目標で示された3つの柱のひとつであり，それだけで「コミュニケーション能力の素地を養う」わけではない。外国語活動では，外国語を通じて「言語や文化について体験的に理解を深め」，「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り」，「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら」，コミュニケーション能力の素地を養う。体験的なコミュニケーション活動を実施するにあたっては，2学年間を通じて，コミュニケーションの場面や働きに配慮し，児童の日常生活，学校生活など児童の身近で基本的な表現を使いながら，友達とのかかわりからはじめ，国際理解にかかわる交流などに発展させていく。

Q34： 音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いるアルファベット等の文字や単語の取扱いはどのようなすべよいか。

A34： アルファベットなどの文字の指導については，例えば，アルファベットの活字体の大文字，小文字に触れる段階にとどめるなど，中学校外国語科の指導とも連携させ，児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要がある。さらに，読むこと及び書くことについては，音声面を中心とした指導を補助する程度の扱いとするよう配慮し，聞くこと及び話すこととの関連をもたせた指導をする必要がある。アルファベットなどの文字指導は，外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮し，発音と綴りとの関係については，中学校学習指導要領により中学校段階で扱うものとされており，小学校段階では取り扱うこととはしていない。

Q35： コミュニケーションに必要な単語数は，小学校ではどの程度と考えているのか。

A35： 「英語ノート」においては，2年間を通じて，約280語の語彙を取り扱うこととしているが，外国語活動ではこれらの定着を目標としてない。各小学校，学級の実情に合わせ，コミュニケーション能力の向上が図られるよう，適切な語彙あるいは語彙数を設定していくことになる。

Q36： 「外国語活動を通して，外国語や外国の文化のみならず，国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること」とは具体的にどういうことか。

A36： さまざまな言語での「あいさつ」，「数の数え方」，「遊び」，「文字」等を扱うことで，日本のお辞儀の習慣やひらがな，カタカナ，漢字などの文字，じゃんけんなど，共通点や相違点に気付かせることなどが考えられる。指導に当たっては，体験を通じた活動とし，知識の伝達に偏らないように配慮する必要がある。

Q37： 指導上の留意点（6年）に「国際理解にかかわる交流等を含んだ」とあるが，これは各学校で外国の人との交流活動の場を設定するということなのか。

A37： 外国語を用いた交流活動などの体験的なコミュニケーションを通して国際理解を深めていくことで，外国の人とのコミュニケーションを図る楽しさを体得することができるとともに，中学校外国語科に向けてのコミュニケーションの能力の素地をつくることが可能となる。したがって各学校で可能な限り交流活動の場を設定していただきたい。

Q38： 学習活動にゲームが多く取り入れられているが、安易なゲームに陥らないための留意事項は何か。

A38： 活動にゲームを取り入れるのは、児童が楽しく活動に取り組めるようにという配慮からである。まず目標をしっかりと確認し、ゲームを取り入れる際は、児童のコミュニケーション能力に資するようなゲームを実施していく必要がある。ゲームを取り入れた外国語活動の楽しさがゲームの楽しさだけにならないよう、指導が必要である。

Q39： 「言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること」の中で「ジェスチャーなど」とあるが、他にどのようなものが挙げられるか。

A39： 表情などが考えられる。ジェスチャーや表情などを加えて話すことで、自分の思いをより正確に伝えたりすることができることなど、言葉によらないコミュニケーションの役割を理解するように指導することの必要性を述べている。

【その他】

Q40： 外国語活動が高学年に新設されたのはなぜか。

A40： 学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっていることからである。詳しくは解説 P 4 ~ 5 に述べられているので、参照していただきたい。

Q41： 担任が行うのに備えて、研修の機会や人的な支援があるのか。

A41： 平成20年度から2年間で各小学校の中核となる教員が参加する「小学校における外国語活動中核教員研修」を実施する。この研修において、教員の指導力向上及び英語運用能力向上の内容を取り扱う。研修を受講した各小学校の中核となる教員が中心となり、各小学校において校内研修を実施していくことになる。その際、各小学校に配布済みの「外国語活動研修ガイドブック」及び付属CDも積極的に活用していただきたい。人的支援については、各小学校の状況に応じて、地域の英語の堪能な人の協力を得たり、中学校外国語科教員の活用を図る等の方法が考えられる。

Q42： 週1時間の英語活動では、十分な力をつけることは不可能であると思うがいかがか。

A42： 質問にある十分な力」とは、「活動で取り扱った言語材料等の定着」ではなく、小学校段階にふさわしい体験を通じた言語や文化についての理解の深まり、あるいは、外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成であることを理解する必要がある。「聞くことができること」や「話すことができること」などのスキル向上のみを目標とした指導が行われることは、外国語活動の目標と合致しない。早期英語教育についての研究等については、研究開発学校等で研究が進められる予定である。各学校では学習指導要領の趣旨に則った外国語活動を適切に実施していくことになる。

Q43： 小学校の外国語活動と中学校の外国語の授業の関連や、小中の連携の仕方についてのポイントを知りたい。

A43： 今回の改訂において、中学校外国語科においても「小学校における外国語活動との関連に留意して、指導計画を適切に作成するものとする」等小学校外国語活動新設に伴う指導計画の作成が求められている。小学校外国語活動の目標は「コミュニケーション能力の素地を養う」ことであり、中学校外国語科の目標においては「コミュニケーション能力の基礎を養う」こと等、外国語教育の円滑な接続を図っていく必要がある。

小中の連携の仕方については、校区の小中学校でお互いの授業を見合ったり、中学校の外国語科教員が、小学校外国語活動の授業の支援を行うなどの取組が考えられる。また、中学校区で小学校担当者が集い、お互いの指導計画について検討を行うこと等の取組が考えられる。注意したいのは、小学校外国語活動では英語表現や英単語等の定着を目標としていないことであり、このことについて小学校の教員はもちろん、中学校の外国語科の教員も理解しておく必要がある。

Q44： 移行措置は学校裁量となっているので、学校により時間数が違ってくる。そうすると中学校へ入った時に差が出てくるので、移行期の指導内容や指導時期について、ある程度具体的に示してもらいたい。

A44： 各学校において、これまで総合的な学習の時間等で実施されてきた英語活動の実施状況に相当なばらつきがあるため、全ての学校で同じ時数を設定することは困難である。したがって平成23年度の外国語活動35時間の完全実施に向け、平成21、22年度の2年間は各学校で適切な時間数、指導計画等を定め、実施していただきたい。また、中学校区内の小学校どうしが連携を図ることも考えられる。

Q45： 今後、小学校免許取得において「外国語活動」が内容に含まれることになるのか。

A45： 現在のところ未定である。

「小学校学習指導要領 総合的な学習の時間」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 総合的な学習の時間の授業時数が削減され、これまで頑張ってきた教員のモチベーションが減退していくように感じられるが、今後の総合的な学習の時間についてどのように説明すればよいか。

A 1 : 今回の改訂での授業時数削減は、各教科の「活用」に係る学習活動の充実をしっかりと図る意図で行われている。その結果として、総合的な学習の時間においては、探究的な活動、横断的・総合的な活動を充実していこうとするもので、授業時間数は縮減されても内実を確かにして質のある実践の積み上げが期待されていることはこれまでと同様である。

Q 2 : 現行の指導要領における問題点は具体的にどのようなことがあったのか。

A 2 : 学校間での取組に差があった。

総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られた。また、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られ、「探究の螺旋」が生まれていない状況があった。

曖昧な運用をしていた。

総合的な学習の時間においては、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られた。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要があった。

Q 3 : 総合的な学習の時間に行う「探究」について、具体例を示してくわしく説明してほしい。

A 3 : 探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。

例えば、

- ・児童は身近な学習対象（ひと・もの・こと）とかかわって、自分にとって意味や価値のある課題を設定する。〔課題の設定〕
- ・その課題について、体験活動をしたり、調べたりしながら、必要な情報を取り出したり集めたりしていく。〔情報の収集〕
- ・得られた幅広い情報を整理・分析したり判断したりしながら、既習の知識や経験と結び付けていく。〔整理・分析〕
- ・こうして生み出された自分の考えや意見、発見したことなどをまとめ、表現する。〔まとめ・表現〕

それを他者と交換し合い、自らの考えや意見を更新したり、協同して実践に移したりしていく。こうした知的な営みが有機的につながって発展的に繰り返されていくことが望まれている。

（解説P13）

また、解説には、豊富な例が載せられている。探究的な学習については、「第8章 第2節 総合的な学習の時間の学習指導のポイント」で「身近な川を対象にした環境問題」を例にして具体的に説明されている。（解説P86～91）

Q 4 : 「自己の生き方」を考える目標があるが、特別活動との相違点は何か。また、特別活動との関わりで指導する際の留意点は何か。

A 4 : 総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自己の生き方考えることができるようにすることが大切である。

「自己の生き方考えること」については、以下の3つ側面から捉える必要がある。

一つには、人や社会、自然とのかかわりにおいて、自らの生活や行動について考えていくことである。社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることである。

二つには、自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくことである。取り組んだ学習活動を通して、自分の考えや意見を深めることであり、また、学習の有用感を味わうなどして学ぶことの意味を自覚することである。

これらを生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の生き方につなげて考えることが三つ目である。学習の成果から達成感や自信をもち、自分のよさや可能性に気づき、自分の人生や将来について考えていくことである。

こうした3つの側面から自己の生き方考えることが大切である。その際、具体的な活動や事象とのかかわりを抛り所として、多様な視点から考えさせることが大切である。また、その考えを深める中で、さらに考えるべきことが見出されるなど、常に自己との関係で見つめ、振り返り、問い続けていこうとすることが重要である。(解説P16~17)

特別活動は、「集団の一員として」とあるように、集団性に立脚していると言えよう。相互補完し合いながら、自己の生き方について考えを深める学習の展開が望まれる。

【各学校において定める目標及び内容について】

Q 5 : 「第2 各学校において定める目標及び内容」で、「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標(内容)を定める」とあるが、具体的にどう設定すればよいのか。5つの要素についてそれぞれの目標を設定しなければならないか。

A 5 : 各学校が、国の示す目標に従って、地域や学校、児童の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されている。

各学校において定める目標については、国が定める第1の目標の5つの要素をその趣旨において含んでいれば、各学校や児童の実態に応じて、「より具体的な表現を盛り込む」「いずれかを重点化する」「さらに別な要素を付け加える」といったことも可能である。また、そうであってこそ、各学校において、独自に目標を定める意味がある。

上掲の の場合の目標設定例と「文中における5つの要素の順序を入れ替える」場合の例、「複数の要素を概括的に表現する」場合の例が解説P47~48に書かれている。

【指導計画の作成について】

Q 6 : 総合的な学習の時間の授業時数が削減されたが、今まで以上に短期集中型の授業を展開してよいか。

A 6 : 第1の目標にある5つの要素を含めた目標を設定し、探究的な学習が展開されるのであれば単元の時間数の長短は問わない。

指導時期・期間に関しては、学習指導要領第1章総則の第3の1に、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」とある。

新学習指導要領において、まとまった時間を体験活動などに充当し、集中的に実施するケースが考えられるが、その際には、体験活動が探究的な学習過程に位置付けられることが不可欠となる。よって、単元の時間数の長短は問わないといえども、体験活動が単元時数の大部分を占めるような単元構成であれば、総合的な学習の時間としてはふさわしくないということに留意する必要がある。

Q7： 第3の1の(4)の育てようとする資質や能力及び態度について、「自分自身に関すること」とは具体的にどういうことか。

A7： 解説P50～51に、育てようとする資質や能力及び態度の設定について、具体例が書かれており、自分自身に関することについては、

- ・自らの行為について意思決定する。
- ・目標を設定し、課題の解決に向けて行動する。
- ・自らの生活の在り方を見直し、実践する。
- ・自己の将来を考え、夢や希望をもつ。

などが挙げられている。

Q8： 道徳との関連をいかに重視するか。

A8： 道徳との関連については、総合的な学習の時間における道徳教育の指導において、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、総合的な学習の時間の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

児童が、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、このような現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。また、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることも重要であり、このような資質や能力及び態度の育成は道徳教育につながるものと考えられる。

Q9： 教科等との関連をいかに重視するか。

A9： 解説P67～68「年間指導計画の作成 (4)各教科等との関連を見通すこと」でくわしく述べられている。

第3の1の(6)に「各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが総合的に働くようにすること」とあるように、総合的な学習の時間では、各教科等との関連的な指導を行うことが求められている。

年間指導計画の作成に当たっては、関連的な指導が可能な単元について、相乗効果が得られるよう実施時期や指導方法を調整するなどの工夫が望まれている。例えば、「身近な川を対象にした環境問題」を取り扱った総合的な学習の時間の単元と社会科の単元「水はどこから」とを同じ時期に設定するといった具合である。

これにより、一方で学習した内容を他方に生かす取組が期待でき、「知の総合化」にも資する取組が可能となる。

Q10： 体験活動や観察・実験・調査・発表の重視、さらに言語による分析、まとめ表現活動を積極的に取り入れるとあるが、時数との兼ね合いで難しくないか。

A10： 質の高い実践を豊富にしてきた学校にとっては、従来通りの内容をこれまで通りに実施していくことは難しいと考えられる。移行期間において、段階的に時数を減らしていく中で、適切な課題を厳選し、質の高い探究的な学習の展開を求めてほしい。場合によっては、単元数の縮減も必要となる。この総合的な学習の時間の縮減は、各教科における「活用」に係る学習活動の充実が意図されているので、縮減で得たエネルギーをそちらに傾注させることも大切である。

Q11： 総合的な学習の時間の実施をもって、学校行事を実施したとする具体例を示してほしい。

A11： 総合的な学習の時間と特別活動との関連については、学習指導要領の第1章総則の第3の5に「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」との記述がある。これは総合的な学習の時間についての記述であり、横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっている。総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してもよいことを示しているものである。（逆に、特別活動の実施をもって、総合的な学習の時間の実施に替えることはできない。）

代替の具体例として、総合的な学習の時間に行われる探究的な学習に位置付いたボランティア活動があげられる。この活動は総合的な学習の時間における社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、特別活動の学校行事の「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、社会奉仕の精神を養う」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果が期待できる。

このような場合、勤労生産・奉仕的行事は実施済みで、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めて行わなくてもよいとすることができる。

授業時数の表現の仕方や実施報告書等の記入については、島根県教育委員会において検討していく。

Q12： 修学旅行を例に…。6年生総合「平和学習」を設定している場合、修学旅行において、広島平和公園や原爆資料館での見学・調査活動の時間は、総合的な学習の時間としてカウント（学校行事9時間＋総合的な学習の時間3時間のよう）にしてよいのか。

A12： 見学・調査活動3時間が単体で存在していれば、総合的な学習の時間としてはカウントできないが、課題の設定、整理・分析、まとめ・表現などの探究的なプロセスの中に位置付けることによって可能になる。これまで、修学旅行の大半の時間を総合的な学習の時間に充てる例も見られたので、よく見極めて、総合的な学習の時間を実施、カウントしてほしい。

Q13： コンピュータリテラシーのみの指導は可能か。

A13： 探究的な学習を通しては必須の条件であるので、スキルのみ習得を目指すことは、総合的な学習の時間としてはふさわしくないということになる。

ただし、探究的な学習であるかは、単元全体の中でそうなっているかを考えるので、一連の探究の中でコンピュータリテラシーが必要ならば、スポット的なスキル習得が位置付けられていても構わない。単元の中でどういう位置付けになっているかが重要である。

Q14： コミュニケーション能力の素地を養う外国語活動が第5学年から新設されるが、第3、4学年で実施していた英語活動は実施できないということになるのか。

A14： 第5、6学年に外国語活動が設けられたことにより、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習は、問題の解決や探究的な活動に取り組む学習であることがこれまで以上に明確になった。

国際理解の一貫として英語にふれる活動を総合的な学習の時間で実施するとすると、「探究的」「協同的」「自己の生き方を考える」学習であることが必要となる。

Q15： 第3、4学年では国際理解として英語活動を実施してきたが、今後言語材料をどの程度扱っていけばよいか。

A15： 第4章第2節(7)に「国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通じて、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」とある。国際理解に関する学習において、外国語にふれさせる場合は、体験したり、調査したりする上で必要な言語材料、表現を学び、活用することが重要である。（解説P41参照）

Q16: ふるさと教育との関係は、今後時数が削減したので、どのようにとらえておられるのか。

A16: 島根県は、今後もふるさと教育の充実を図り、公民館との連携を強め、スムーズな第3期への移行を目指している。ふるさと教育は、総合的な学習の時間に限って展開されるものではないので、全体として時数増になった今回の改訂では、むしろ可能性は広がったととらえられる。時数削減となった総合的な学習の時間でも、その内実を高め、地域や学校の特色に応じた課題の設定などで、ふるさとを愛する心情を高める実践を積極的に展開していただきたい。

Q17: 内容の設定について、「年度によって若干の変化が生じることも、学校の判断と責任において許容される。」とあるが、その場合どのようなことに配慮すればよいか。

A17: カリキュラムを考えるときに、学級カリキュラムなのか、学年カリキュラムなのか、学校カリキュラム、地域カリキュラム、ナショナルスタンダードとなっていくのだが、どこにスタンダードをおくかが重要になる。仮に、学級においたとすると、学級担任の力量が問われ、非常に高い力が要求されることになる。

やはり、学校レベルできちんとすることが重要。校長のリーダーシップの下、もし変わった場合にはきちんと説明できるようにしておくことが大切。これを踏まえた上で実施すること、計画的・組織的が前提となる。

Q18: 全体計画及び年間指導計画の作成に当たって、学習の評価の計画も示すことになっている。保護者に身についた力が見えるような評価の方法はどのようなものか。

A18: 総合的な学習の時間における児童の具体的な学習状況の評価の方法については、信頼される評価の方法であること、多様な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であることの3つが重要である。

第1に、信頼される評価とするためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められる。例えば、あらかじめ指導する教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておき、これに基づいて児童の学習状況の評価するなどが考えられる。この場合には、各学校において定められた評価の観点を、一単位時間ですべて評価しようとするのではなく、一定程度の時間数の中において評価を行うように心がける必要がある。

第2に、多様な評価とするためには、異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。異なる評価方法や評価者による多様な評価の方法としては、例えば次のようなものが考えられる。「発表や話し合いの様子、学習や活動の状況などの観察による評価」「レポート、ワークシート、ノート、作文、絵などの制作物による評価」「学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオによる評価」「一定の課題の中で身に付けた力を用いて活動することによるパフォーマンス評価」「評価カードや学習記録などによる児童の自己評価や相互評価」「教師や地域の人々等による他者評価」など

第3に、学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切である。多様な評価方法が、学習活動前の児童の実態の把握、学習活動中の児童の学習状況の把握と改善、学習活動終末の児童の学習状況の把握と改善という、各過程に計画的に位置付けられることが重要である。すべての過程を通して、児童の実態や学習状況を把握し、適切な指導に役立てることが大切である。

(解説P78参照)

【内容の取扱いについて】

Q19： 総合的な学習の時間において扱う内容の例示として新たに「地域の人々の暮らし」が入っているが、具体的には、どのようなものをイメージしたらよいか。

A19： 「第5章 第4節 第2 内容の設定と3つの課題」（解説P53～55）の中に、「地域の人々の暮らし、伝統や文化など地域や学校の特色に応じた課題とは、地域の伝統、文化、行事、生活習慣、経済、産業などにかかわる、各地域や各学校に固有な生活上の諸課題のことである。」とあり、続く「第3 学習対象」（P56）では、[地域や学校の特色に応じた課題]として、「町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織」「地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々」「商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会」「防災のための安全な町づくりとその取組」などが例示されている。これらを参考にして、地域や学校の特色に応じた課題を設定していただきたい。

Q20： 第3の2の(2)の「他者と協同して問題を解決しようとする学習活動」、「言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動」とは、具体的にどのようなことが挙げられるのか。

A20： 解説P33～35に書かれている。

他者と協同して問題を解決する学習活動を行うに当たっては、他者を幅広くとらえておくことが重要である。共に学習を進めるグループだけでなく、学級全体や他の学級あるいは学校全体、地域の人々、専門家など、また価値を共有する仲間だけでなく異なる立場の人々をも含めて考える。

他者と協同して学習活動を行う価値として、

多様な情報を手に入れることができる点

他者を尊重するとともに、自らの役割を自覚することができる点

協同的に人とかかわることで、交流を深めたり広げたりできる点があげられる。

言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動については、

・集めた情報を共通点と相違点に分けて分類したり、時間軸に沿って並べたり、原因と結果に分けたりすること

・分析したことを文章やレポートに書き表したり口頭で報告したりすること

などが考えられる。文章やレポートにまとめることは、それまでの学習活動を振り返り、体験したことや収集した情報と既存の知識とを関連させ、自分の考えとして整理することにつながる。

それらの報告の場として、学級全体で学習成果を共有する場面が想定される。参加者全員の前で行うプレゼンテーションや目の前の相手に個別に行うポスターセッションなど、多様な形式を目的に応じて設定することが考えられる。そこでは、発表の工夫をさせると同時に、聞いている児童にも主体的にかかわらせることが重要である。

Q21： 第3の2の(5)の「全教師が一体となって」とは、どのような指導体制のことをいうのか。

A21： 総合的な学習の時間は、保護者をはじめ地域の専門家など外部の人々の協力が欠かせない。この時間を豊かな学習活動として展開していくためには、地域の人々の協力を積極的に活用することが必要である。

また、この時間は特定の教師のみが担当するのではなく、全教師が一体となって指導に当たることが求められる。そのためには、同学年や異学年の教師が協同で計画や指導に当たることはもちろん、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、講師などもこの時間の指導にかかわる体制を整え、全教職員がこの時間の学習活動の充実に向けて協力するなど、学校全体として取り組むことが不可欠である。その際、幅広く外部にこの時間の学習の状況や成果を公表し、保護者をはじめ地域の人々からの評価も得て、その後の実践に生かしていくなど、学校をとりまく地域の理解と協力を得やすくすることも大切である。（解説P38参照）

校内組織の整備については、解説P96～100にくわしく書かれている。

Q22： 育てようとする資質や能力及び態度について評価する場合，例示されている視点でした方が望ましいのか。

A22： 評価については，文部科学省で検討中であり，高等学校・特別支援学校の学習指導要領改訂後，指導要録の改訂に着手する予定である。よって，移行期間中については従来通りの観点で評価していくこととなる。

観点の例示としては，従来の3つが参考になる。

一つ目の例示は，これまでねらいと言われていたもので，課題設定能力などがそれにあたる。

二つ目の例示は，他の教科の4観点とほぼ近い形で設定されているもの。

三つ目の例示は，各学校において独自性のあるもので，例えば「相手にわかりやすく説明する能力を育てたい。」などがそれにあたる。

これらは平成12年12月の教育課程審議会答申で示されているので，参照していただきたい。

「小学校学習指導要領 特別活動」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 目標に「自己の生き方について考えを深め」が盛り込まれた趣旨について説明してほしい。

A 1 : 「自己の生き方についての考えを深め」は道徳の目標にも入っており、特別活動で道徳的実践の指導の一層の充実を図り、豊かな人間性や社会性、自律性を備えた児童を育てることを目指したものである。また、中学校との系統性をもたせる意味もあり、小学校での学習の成果をうけて中学校では人間性や社会性の一層の育成を図り、社会的自立の基礎を築くことを目指している。

【各活動の目標及び内容について】

Q 2 : 新学習指導要領では、各活動、学校行事の目標が新たに規定されたのはなぜか。

A 2 : 全体の目標を受けて、各活動や学校行事の目標や内容を示し、それぞれの活動や学校行事において、何を育てるのかをより明確にするためである。

Q 3 : 学級活動の内容について、1・2年が「仲良く助け合い学校生活を楽しく」3・4年が「協力し合って楽しい学級生活をつくる」5・6年が「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる」となっているが、その具体的な姿や学年での違いは何か。

A 3 : 解説の P 116 の「(4) 人間関係を形成する力を養う活動を充実すること」に具体例が挙げられているので参照していただきたい。

Q 4 : 「望ましい人間関係」とは、具体的にどのようなものか。

A 4 : 学級活動における「望ましい人間関係」(解説 P 32)

楽しく豊かな学級生活づくりのために、お互いに尊重しよさを認め合えるような人間関係
・低学年 - 仲良く助け合おうとする人間関係
・中学年 - 協力し合おうとする人間関係
・高学年 - 信頼し支え合おうとする人間関係

児童会活動、クラブ活動における「望ましい人間関係」(解説 P 74, 87)

上級生は下級生に対して思いやりの気持ちをもって接し、下級生は上級生に尊敬の気持ちをもって協力できるような人間関係
--

Q 5 : 学級活動の共通事項が(1)ア～ウ、(2)ア～キに変更になったのはどういう意味があるのか。また、(1)ウ「学校における多様な集団の生活の向上」とは具体的にどういうことなのか。

A 5 : 現行の学習指導要領の(1)、(2)を分かりやすく箇条書きにしたものである。その際に(1)では、ウの内容が追加されている。これは学級のみならず学校で行われる各種の集団による自発的・自治的な活動が一層効果的に行われるようにするために加えられた。なお、実際の活動としては解説の P 36 にあるように、よりよい集団生活を築くための計画や運営について、またはリーダーシップを発揮しようとしたりするための話し合いなどの活動が考えられる。また、(2)においても、エ「清掃などの当番活動等…」が追加され、キでも「食育の観点を踏まえた」という文言が付け加えられた。

Q 6 : 学級活動の各学年の内容が示され、より具体的に記述されるようになった背景は何か。

A 6 : 中央教育審議会答申(平成20年1月)において、「学級集団育成上の課題や発達の段階に応じた課題に即して計画的に指導するため、低・中・高学年ごとに、重点化を図って内容を示す。」と述べられたことから、各学年別の内容が示されるようになった。

【指導計画の作成について】

Q 7 : 学級活動の年間指導計画を作成する際、道徳的実践の場としての内容を入れるのであるが、どのような点に留意すればよいか。

A 7 : 解説 P 2 5 に学級活動の指導計画の作成にあたっては、「第 3 章道徳の第 3 の 1 の (3) 」に示す道徳教育の重点などを踏まえ、取り上げる内容の重点化を図ると示されている。

指導内容の重点化を図るという点では、

低学年において「基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと」

中学年においては「集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること」

高学年においては、「法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと」

にかかわって内容の重点化を図るようにする必要がある。

また、解説の P 5 7 に学級活動の内容と道徳の内容項目との関連の深いものが表にまとめられおり、これらを参考にして指導計画を作成していただきたい。

Q 8 : 児童会活動、クラブ活動、学校行事の年間の時数はどのくらいが適切なのか。移行期についてはどうか。このうち、クラブ活動は週の時間割表に位置付けしないで、学期末等にまとめて実施してもよいのか。

A 8 : 適切な授業時数とは、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるような時数である。学校や児童の実態を考慮して、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な時数を設定することになる。クラブ活動については、時間割表に明確に位置付けて児童の興味・関心が持続し継続的に活動できるようにすることが大切である。学校行事については、小学校 6 年間や各学年の 1 年間を見通した計画を立て、特定の時期に行事が集中することのないよう配慮して各学校において定めるようにする。(解説 P 7 2 , 8 5 , 9 9 , 1 0 9 参照)

Q 9 : 全体計画、年間指導計画の立て方について教えてほしい。

A 9 : 全教師の共通理解と協力体制を確立し、計画を立てていく。その際、児童の実態を十分に把握するとともに、低・中・高学年などの発達の段階や特性を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、児童の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが大切である。全体計画に示す内容には、例えば、次のようなものが考えられる。

特別活動の重点目標

学校教育目標や指導の重点との関連

各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などとの関連

学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の目標と指導の方針

特別活動に充てる授業時数や設置する委員会、クラブ、実施する学校行事

評価の観点

この全体計画に基づいて、より具体的な年間指導計画を立てていく。学級活動、クラブ活動、学校行事について、学級ごとなどで作成していく。そこには、例えば、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、評価などを示すようにする。

また、全体計画等の作成に当たっては、下記のような点に留意する。

- (1) 学校の創意工夫を生かす
- (2) 学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮する
- (3) 児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにする
- (4) 各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る
- (5) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

(解説 P 4 0 , 6 6 , 7 9 , 9 6 , 1 0 4 参照)

Q10： 低学年の外国語活動を特別活動でカウントすることは可能か。

A10： 教育課程に、外国語活動が位置付けられているのは、5・6年生だけであり、低・中学年において、外国語活動を行うことはできない。

低学年において、外国語に関する学習を行う場合は、標準授業時数の枠外で取り組むことになる。この場合、児童の負担過重にならないように配慮する。

Q11： 特別活動と道徳教育との関連をどのように図っていくのか。

A11： 今回の学習指導要領改訂の主な改善事項の一つとして、「道徳教育の充実」があげられている。そこで、特別活動の目標に、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」が付け加えられた。

また、学級活動の内容が学年ごとに示され、道徳の内容「2 主として他の人とのかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の内容との関連を図った表現で記述された。

特別活動は、道徳の時間に育成した道徳的実践力について、よりよい学級や学校の生活や人間関係を築こうとする実践的な活動の中で実際に言動に表すとともに、集団の一員としてのよりよい生き方についての考えを深めたり、身に付けたりする場や機会でもある。そして、児童が特別活動における様々な活動において経験した道徳的行為や道徳的な実践について、道徳の時間にそれらについて取り上げ、学級の児童全体でその道徳的意義について考えられるようにし、道徳的価値として自覚できるようにしていくこともできる。さらに、道徳の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面に生かされ、具体的な実践や体験などが行われることによって、道徳的実践力と道徳的実践との有機的な関連を図る指導が効果的に行われることになる。

Q12： よりよい人間関係を築くために、学級活動の内容に社会的スキルを身に付ける活動などを計画的に取り入れていくことが必要か。

A12： 学級活動において、社会的スキルを身に付ける活動を取り上げることも考えられるが、以下の点を配慮する必要がある。

学級活動の「(2) 日常の生活や学習への適応及び健康生活」の「ウ 望ましい人間関係の形成」の授業において活用する場合は、日常の生活と関連付けながら、集団での話し合いを通して、個人の目標を自己決定し個人で実践するなどの指導方法の特質を十分に踏まえて行う必要がある。

また、社会的スキルを身に付ける活動については、朝や帰りの会、学校行事等の様々な機会を効果的に活用し、学級活動において、その他の内容の指導に充てる授業時数とのバランスを欠くことがないように留意する必要がある。（解説P 116，117参照）

Q13： 遠足を実施し、その内容の一部を総合的な学習の時間とみなしてよいか。よいとすれば、そのような時間の上限はあるのか。

A13： 特別活動で体験活動を行ったことをもって、総合的な学習の時間の代替とすることはできない。総合的な学習の時間と、特別活動はその目的を異にしている。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、解決する力等を身に付けさせること、一方、特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係を育むことを目的としている。

このことから、例えば、遠足における班決めやバスの座席決めをすることなどは、ねらいに照らして考えると総合的な学習の時間とは言えない。

しかし、例えば、環境教育を目的とした総合的な学習の時間に取り組んでいる学校が、遠足の目的地において環境調査を行うなどの学習をあらかじめ計画している場合は、環境調査は総合的な学習の時間として位置付け、その他の時間については、特別活動として位置付けることは、可能である。

【内容の取扱いについて】

Q14： 委員会活動は従来通り児童会活動に位置付けられるのか。

A14： 位置付けられる。児童会活動の形態は、代表委員会、委員会活動、児童会集会活動に大別される。（解説P70参照）

Q15： 遠足・集団宿泊的行事に「自然の中での集団宿泊活動など」が付け加えられたが、具体的な活動内容を知りたい。

A15： 遠足、修学旅行、野外活動、集団宿泊活動などである。（解説P93参照）

Q16： 学校行事の内容で、学芸的行事から文化的行事に名称が変更された趣旨と相違点は何か。また、指導の例や指導にあたって配慮すべき点についても教えてほしい。

A16： 本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、文化の継承に寄与する活動を充実する観点から名称が変更されたが、従来の学芸的行事のねらいや内容と大きくは変わっていない。ただ、実施上の留意点として「言語力の育成の観点から、異年齢の児童が一堂に会して、互いに発表し合う活動を効果的に実施すること」、「より質の高い芸術や文化などに触れる機会を設定して、児童の豊かな感性を養うことができるようにすること」という記述が加えられたので、この点に配慮する必要がある。（解説P91参照）

Q17： 学校行事の中で、言語活動の充実について記述されているが、具体的にはどのようにしていけばよいのか。

A17： 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実することである。また、体験活動の事前に、その活動について調べたり、活動の節目や事後に、話す、聞く、読む、書く、などの活動を取り入れたりする。例えば、活動後に感想文集をまとめたり、学芸会などで異年齢の児童が一堂に会して、互いに発表し合う活動を効果的に実施したりすることが考えられる。（解説P91、102参照）

Q18： 自然体験活動や社会体験活動は、学校行事の内容の5つの中のどれに該当するのか。

A18： 各体験活動のねらいに照らし合わせて位置付ける。一般的には、自然体験活動は「遠足・集団宿泊的行事」に、社会体験活動は「勤労生産・奉仕的行事」に該当すると考えられる。（解説P93、99、120参照）

Q19： 特別活動と外国語活動との関連として、どのような取組が可能か。

A19： 特別活動と各教科等との関連について、「各教科等で身に付けた能力などを各活動・行事においてよりよく活用できるようにしたり、各活動・行事で身に付けた自主的、実践的な態度などを各教科等の学習に生かしたりする」と説明されている。

ただし、特別活動と外国語活動の関連については、特別活動が「望ましい人間関係の形成」を各活動・行事の目標に共通して示していることを踏まえ、両者の特質を生かして、体験的なコミュニケーション活動を効果的に展開し、結果としてお互いが相まってコミュニケーション能力を高めるようにしたい。

Q20： 学級活動(2)「日常の生活や学習への適応及び健康生活」の「キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」において「食育の観点を踏まえた」という言葉が付け加えられたことについての説明をしてほしい。

A20： 生活習慣病、食の安全等、現在の食に関わる社会的課題から「食育の観点を踏まえた」という言葉が付け加えられた。

「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」とは、児童が食に関する知識や能力等を発達の段階に応じて総合的に身に付けることができるように学校教育全体で指導することであり、給食の時間はその中心的な指導の場となる。

Q21： 地域講師を活用する場合の「教師の指導の下」をどうとらえるのか。

A21： 「教師の指導の下」とは，学級活動の「(1)学級や学校の生活づくり」，児童会活動，クラブ活動において，児童の自発的，自治的な活動を教師が助長することであり，放任に陥ったり，教師の一方的な指導になったりすることがないように配慮することである。

地域講師による指導を行う場合においても，児童の自発的，自治的な活動が助長されるよう，担当教師と地域講師が共通理解のもとに指導に当たることが大切である。

(解説P109，113，114参照)

Q22： 小学校で勤労の尊さに気付くようにするためには，学校行事においてどのような活動を行ったらよいか。

A22： 勤労生産・奉仕の行事として活動を工夫することが考えられる。

例えば，飼育栽培活動，校内美化活動，地域社会の清掃活動，公共施設等の清掃活動，福祉施設との交流活動などが考えられる。

ただ，体験活動をその場限りの活動に終わらせることなく，事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもたちに十分理解させ，意欲をもって活動できるようにしたり，事後に体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を行い，勤労の尊さについて深めることも大切である。

Q23： 性に関する指導について，時間数や内容等については，実態に合わせて学校裁量とされているが，具体的な方針はあるか。

A23： 児童の発達の段階を踏まえた適切な指導となるように，各学校で設定してほしい。その際，学校全体での共通理解を図ること，保護者の理解を得ることなどに配慮する必要がある。

Q24： 中学校への接続の配慮とは，どのようなことか。

A24： 現在問題となっている中1ギャップといわれる集団への適応にかかわる問題に対応することをはじめ，小学校と中学校間の生活や学習についての円滑な接続のための配慮である。

学級活動の「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」の「ア 希望や目標をもって生きる態度の形成」の内容にかかわる。

思春期にさしかかる高学年の時期は，心身ともに大きく変化する時期なので，人間関係や健康安全，食育などに関する悩みの解消を重視するとともに，いわゆる中1ギャップの問題にも配慮し，児童が自ら現在および将来の生き方を考えることができるようにしたり，自分に自信をもち，よさを生かし伸ばして生活できるようにしたりすることが大切である。